

委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）

委員会

（1）中間とりまとめ以降の状況

委員会

5/10：河川管理者からの質問事項の提出（委員会中間とりまとめ、淀川部会中間とりまとめ）

5/15：第 11 回委員会 質問内容についての意見交換

5/24, 5/29：河川管理者からの質問事項の提出（琵琶湖部会中間とりまとめ、猪名川部会中間とりまとめ）

6/ 6：第 12 回委員会 質問内容についての意見交換（第 11 回に引き続き）

7/30：第 13 回委員会 今後の進め方等について議論

9/12：第 14 回委員会 最終提言の作成方針、素案を検討、主要論点について議論

* 12/ 5：第 15 回委員会 河川管理者としての府県との質疑応答および提言案(修正案 021129 版)に関する説明と意見交換

拡大委員会

* 11/13：拡大委員会 提言素案(021113 版)および住民意見の聴取・反映に関する提言素案(021101 版)について意見交換

水需要管理WG

7/ 2：第 1 回水需要管理WG 寺田委員より利水の考え方の転換ポイントについて説明

7/ 8：第 2 回水需要管理WG 河川管理者よりフルプランについて説明

8/ 7：第 3 回水需要管理WG 自治体の農政担当者より農業用水の実態について説明

8/19：第 4 回水需要管理WG WG のとりまとめ方法、水質の問題について意見交換、一般の方より情報提供。

9/10：第 5 回水需要管理WG 9/12 委員会へ提出するWGとりまとめについて意見交換

9/30：第 6 回水需要管理WG 最終提言作業部会へ提出するWGとりまとめについての意見交換

10/22：第 7 回水需要管理WG 最終提言利水部分（3、4 章）素案について検討、とりまとめ

水位管理WG

6/26：第 1 回水位管理WG 今後の検討事項について議論

7/19：第 2 回水位管理WG 河川管理者より瀬田川洗堰における水位操作の現状と水位操作を行わない場合を 3 つのパターンでシミュレーションした結果の説明

7/23：第 3 回水位管理WG 河川管理者より洪水調節のルール、西野委員から「瀬田川洗堰水位操作規則の変更が琵琶湖の生態系に及ぼす影響」等について説明

8/ 5：第 4 回水位管理WG これまでのWGの検討内容について整理

8/23：第 5 回水位管理WG 西野委員、河川管理者より情報提供。これまでに収集した水位管理に関するデータや資料について意見交換

9/13：第 6 回水位管理WG 最終提言作業部会へ提出するWGとりまとめについての意見交換

10/ 2：第 7 回水位管理WG ダムと下流の問題、淀川大堰と下流について検討（最終提言素案については、メール等を通じて意見交換を行った）

ダムWG

- 8/29 : 第1回ダムWG WGの検討の前提、フレーム等について意見交換
9/19 : 第2回ダムWG 河川管理者よりダムの現状について情報提供
10/ 6 : 第3回ダムWG ダムに関する情報共有と河川整備の理念転換について意見交換
10/21 : 第4回ダムWG 最終提言素案について意見交換

一般意見聴取WG

- 9/11 : 第1回一般意見聴取WG 今後の進め方等について検討
10/ 7 : 第2回一般意見聴取WG 最終提言の目次の構成と内容等について意見交換
10/14 : 第3回一般意見聴取WG 最終提言作業部会へ提出するWG案について検討
10/21 : 第4回一般意見聴取WG 最終提言（一般意見聴取関連部分）素案について検討

水質WG

- 9/12 : 第14回委員会にて設立が決定
10/ 1 : 第1回水質WG 「河川整備計画」に書き込むべき水質の目標設定、具体的な対策などについて意見交換
10/19 : 第2回水質WG 最終提言3章（環境部分）、4章（水質部分）の素案について意見交換

最終提言作業部会

- 9/12 : 第14回委員会にて、運営会議（8/27）での決定事項（最終提言を運営会議メンバーおよび各委員会WGリーダーで構成する「最終提言作業部会」が主体となって取りまとめる）が了承された。
9/12 : 第1回最終提言作業部会 今後の進め方等について検討
9/28 : 第2回最終提言作業部会 目次案および素案の検討
10/10 : 第3回最終提言作業部会 最終提言素案についての検討（3章を中心に）
10/24 : 第4回最終提言作業部会 最終提言素案についての検討
* 11/25 : 提言のダム部分に関する検討会 提言のダム部分(4-6)について検討
* 11/27 : 第5回最終提言作業部会 提言素案(021113版)の修正について検討

（＊は7頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照）

（2）ワーキンググループ及び作業部会メンバー

現在、以下のWG、作業部会が設立されている。（＊=WG専任委員）

水需要管理WG : 今本委員（リーダー）荻野委員、川上委員、宗宮委員、寺田委員、寺川委員、小尻委員*

水位管理WG : 横屋委員（リーダー）江頭委員、田中（哲）委員、谷田委員、西野委員、村上委員

ダムWG : 池淵委員（リーダー）今本委員、江頭委員、倉田委員、田中（真）委員、寺川委員、細川委員、本多委員、横屋委員

一般意見聴取WG : 三田村委員（リーダー）嘉田委員、川上委員、塚本委員、仁連委員、尾藤委員、畠野委員、村上委員、山村委員

水質WG : 宗宮委員（リーダー）川上委員、中村委員、森下委員、矢野委員、和田委員

最終提言作業部会：今本委員（リーダー）芦田委員長、川那部委員、寺田委員、米山委員、江頭委員、樹屋委員、池淵委員、三田村委員、宗宮委員、山村委員

(3) 今後の予定

1/17：第 16 回委員会

1/18：提言発表会（仮称）

1/24：第 17 回委員会（拡大委員会）

2 琵琶湖部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

5/28～：河川管理者からの質問に関する委員の回答案を募集

6/4：第14回琵琶湖部会

現地視察（高時川上流部（丹生ダムサイトから源流部にかけて））

一般意見の聴取の試行（高時川流域の住民との意見聴取）

河川管理者からの質問事項への対応検討

6/17：第15回琵琶湖部会

河川管理者からの質問事項への回答・対応方向の検討

～6/28：委員から回答案を提出（欠席予定者については、必ず回答案を作成）

ワーキングの作成の是非、今後の活動内容等についても意見を募集

各委員からの回答を踏まえ、河川管理者が質問を選定し再度提出

7/4：第16回琵琶湖部会 委員と河川管理者との意見交換

8/8：第17回琵琶湖部会 委員会WGに関する情報共有、治水に関する情報提供、今後の進め方の検討

9/22：現地調査 丹生ダム建設予定地周辺の視察、参加者による懇談会

* 10/3：第18回琵琶湖部会 最終提言に関する意見交換

* 11/4：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 「あすの琵琶湖とその集水域の管理に向けて」をテーマに一般の方々からの意見発表と質疑応答

* 11/9：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 「あすの琵琶湖とその集水域の管理に向けて」をテーマに一般の方々からの意見発表と質疑応答

* “”：第19回琵琶湖部会 提言素案(021028版)、住民意見の聴取・反映に関する提言素案(021101版)に対する意見交換

（＊は7頁以降の「結果概要」「結果報告」を参照）

(2) 論点別検討班(WG)の設立

第16回部会(7/4)にて一般意見聴取、反映に関する検討班(WG)を設置することが決定し、第17回部会(8/8)にてメンバーが下記のとおり決定した。また、第17回部会において、最終提言に向けて文章を調整、推敲する検討班を設置することが決定し、中村委員と中村委員が指名する1名の委員で構成することが確認された。

<一般意見聴取、反映に関する検討班 メンバー>

嘉田委員、仁連委員、三田村委員、村上委員

<最終提言に向けて文章を調整、推敲する検討班 メンバー>

中村委員、川端委員

(3) 今後の予定

12/14：第20回部会

1/24：第17回委員会（拡大委員会）

3 淀川部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

- ~5/17 : 各委員より河川管理者の質問事項への回答案を募集
5/18 : 午前 論点別WG 午後 部会検討会
　　河川管理者からの質問事項への対応等を検討
5/27 : 第15回淀川部会 河川管理者との意見交換
6/16 : 論点別WG、部会検討会
6/24 : 第16回淀川部会 河川管理者との意見交換
7/2、7/15 : 作業部会にて河川管理者への回答、中間とりまとめの修正等を検討
7/31 : 第17回淀川部会 治水の考え方について河川管理者と意見交換
8/28 : 第1回現地対話集会(八幡市) 洪水防御、防災をテーマに関係者、住民との意見交換
9/7 : 第2回現地対話集会(枚方市) 高水敷利用及び環境・水質・生態系をテーマに
　　関係者、住民との意見交換
9/20 : 第3回現地対話集会(京都市) 水需要管理をテーマに関係者、住民との意見交換
9/24 : 第18回淀川部会 最終提言素案主要論点(治水)について、および、一般意見
　　聴取・反映方法について議論
* 10/29 : 第19回淀川部会 提言素案(021028版)について意見交換
12/13 : 第20回淀川部会 提言(案)(修正案021129)に関する意見交換

(* は7頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照)

(2) 論点別検討班(WG)の設立

5/11 : 第2回部会検討会にて、部会委員で論点別検討班を作り、以下の主要な論点を検討することを決定。

- a . 水需要管理・水利権 : 荻野委員(リーダー) 寺田部会長、原田委員、渡辺委員
- b . 高水敷の利用問題(本来の川らしさ) : 紀平委員(リーダー) 有馬委員、塚本委員、槇村委員、桝屋部会長代理
- c . 洪水防御、防災(ダム問題含む) : 桝屋部会長代理(リーダー) 今本委員、大手委員、小竹委員、山本委員
- d . 環境、水質(ダム問題含む) : 川上委員(リーダー) 田中委員、谷田委員、長田委員、山岸委員、和田委員

(3) 今後の予定

1/24 : 第17回委員会(拡大委員会)

4 猪名川部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

~6/ 9 : 各委員より所属WGごとに河川管理者の質問事項への回答案を募集

6/11 : 第11回猪名川部会 河川管理者との意見交換

6/28 : 論点別WG、部会検討会

河川管理者からの質問事項への対応等を検討し、主な質問に対するWGとしての回答案を決定した。

7/11 : 第12回猪名川部会 河川管理者との意見交換

WG回答案をもとに意見交換を行った

8/ 2 : 現地フィールドワーク（実際に猪名川周辺を歩きながら流域住民に意見を伺う）

8/20 : 第13回部会 今後の進め方、治水に関する河川管理者からの情報提供と意見交換を予定

9/21 : 現地意見交換会 猪名川について関係者、住民との意見交換

10/ 1 : 第14回猪名川部会 最終提言の主要論点に関する情報共有および意見交換

* 10/17 : 第15回猪名川部会 最終提言の主要論点に関する情報共有および意見交換

* 11/ 8 : 第16回猪名川部会 提言素案(021028版)について意見交換

12/12 : 第17回猪名川部会 提言(案)(修正案021129)に関する意見交換

（＊は7頁以降の「結果概要」「結果報告」を参照）

(2) 論点別検討班(WG)の設立

6/11 : 第11回猪名川部会終了後、部会委員で論点別検討班を作り、主要な論点を検討することを決定。

a . 治水 : 池淵部会長代理(リーダー) 田中哲夫委員、畚野委員、(尾藤委員*)

b . 利水 : 本多委員(リーダー) 畑委員、細川委員、森下委員、矢野委員

c . 利用・環境 : 松本委員(リーダー) 服部委員、東山委員、米山部会長、(吉田委員*)

（＊は部会長からの依頼により参加されている猪名川部会以外の委員）

・原則非公開とし、議論の結果等は公表する。各WGに外部の専門家を入れることも検討する。また、必要な場合には河川管理者も議論に参加いただく。

(3) 今後の予定

1/24 : 第17回委員会(拡大委員会)

委員会・各部会 結果概要、結果報告

< 委員会 >

委員会

第 15 回委員会(2002.12.5 開催)結果報告 8

拡大委員会

拡大委員会(2002.11.13 開催)結果概要(暫定版) 9

最終提言作業部会

提言のダム部分に関する検討会(2002.11.25 開催)結果報告 14

第 5 回最終提言作業部会(2002.11.27 開催)結果報告 16

< 琵琶湖部会 >

第 18 回琵琶湖部会(2002.10.3 開催)結果概要(暫定版) 17

琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(2002.11.4 開催)結果概要 21

琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(2002.11.9 開催)結果概要 26

第 19 回琵琶湖部会(2002.11.9 開催)結果概要(暫定版) 31

< 淀川部会 >

第 19 回淀川部会(2002.10.9 開催)結果概要(暫定版) 35

< 猪名川部会 >

第 15 回猪名川部会(2002.10.17 開催)結果概要(暫定版) 38

第 16 回猪名川部会(2002.11.8 開催)結果概要(暫定版) 42

注：*印のものは、結果概要作成中につき結果報告となっています。

第 15 回委員会 (2002.12.5 開催) 結果報告	2002.12.10 庶務発信
開催日時：2002 年 12 月 5 日（木） 13:00 ~ 17:15	
場 所：カラスマプラザ 21 8 階 大・中ホール	
参加者数：委員 17 名、河川管理者 21 名、委員傍聴者 1 名、一般傍聴者 263 名	
<p>1 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 16 回委員会(1月 17 日開催)で河川管理者に提出する提言(案)をとりまとめる。 ・ 来年 1 月末までの委員の任期を更新する。 <p>2 審議の概要</p> <p>部会および委員会 WG からの状況報告：資料 1-1 を用いて庶務より報告 河川管理者としての府県との質疑応答：各府県からの意見発表後、委員との質疑応答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県：木津川上流域の治水の現状と川上ダムの完成、岩倉峡の開削、上野遊水地整備をセツトにした治水対策の必要性等 ・滋賀県：県の河川整備の現状と考え方、提言(案)に対する意見(プラス面の評価も、最低限の治水安全度は確保すべき、水需要管理の具体策、選択肢の 1 つとしてダムを含めた総合的な議論の必要性)、国との意思疎通の必要性等。 ・京都府：幅広い提言を受けた時間・費用・技術面でバランスとれた計画の必要性、これまでの施策の評価・分析の必要性、等。 ・大阪府：ダムの考え方について（選択肢の 1 つとしての総合的な判断、自然への配慮・地域の状況等の考慮を）市民ニーズに基づいた河川敷利用の検討を。 ・兵庫県：狭窄部の取り扱い(下流に影響のない範囲で段階的に開削等)、ダムは最初から排除せず各河川の状況を踏まえ総合的に判断を、ハイブリッド型堤防については慎重な検討を。 ・奈良県：ダムは治水・利水両方に活用され有効な河川整備手段、狭窄部への対応も含めて個々に判断を。水害の連鎖は直轄区間固有の課題では。 <p>提言についての理解に差がある。治水においては安全性を低めようとは考えていないし、ダムの建設を全面的に否定しているわけでもない／自然の狭窄部を開削するのは不自然／今までダメだった部分を変えて行こうと言うこの提言の趣旨をくみ取って欲しい(委員) 提言(案)に関する意見交換</p> <p>資料 3-2「淀川水系流域委員会提言(案)(修正案 021129 版)」資料 3-2 補足「提言案 021113 版から 021129 版への主な修正点について」を元に、最終提言作業部会リーダー今本委員から説明があり、意見交換が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁との連携についての記述の充実を / ”順応的”についての具体的な提言を(委員)等 一般傍聴者からの意見聴取 一般傍聴者 3 名から、提言(案)についてダムについての表現の修正意見、整備計画決定までの期間の延長の要望、寄せられた意見への対応等についての発言があった。 <p>河川管理者からの報告</p> <p>次の部会からは河川整備計画原案に関する現時点での資料を各委員に配布したい。また、来年 1 月末で切れる任期については更新(2 年)をお願いしたい。</p> <p>次の委員会で提言はまとまるが、内容に大きな変化はないと考えられるので実質的な作業を進め、説明をお願いしたい(委員長)</p>	

このお知らせは委員の皆様に会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

拡大委員会（2002.11.13 開催）結果概要（暫定版）

02.12.02 庶務作成

開催日時：2002年11月13日（水） 13:30～17:00

場 所：国立京都国際会館 アネックスホール

参加者数：委員39名（うち委員会委員19名）、河川管理者21名、一般傍聴者167名

1 決定事項

- ・提言のとりまとめの進め方、および、河川管理者としての府県との意見交換について、運営会議にて対応を検討する。

2 審議の概要

淀川水系流域委員会 提言(修正素案021113版)に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員から、資料2-2-1「提言(修正素案021113版)」について説明が行われ、各部会での提言(021028版)に関する意見交換について、各部会長から報告が行われた。その後、全委員による意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・流域委員会の使命は、理念の転換とそれを実現するための原理原則を明確にすること。修正素案021113版の「4-6ダムのあり方」について、「(1)基本的な考え方」は明確に書かれているが、「(2)新規ダムについて」はわかりにくく、これでは(1)で明確にされたスタンスが曖昧になってしまう。
- ・重要な部分の修正については、何故修正されたのか、その根拠についても教えてほしい。
- ・ダムWGでは、計画・工事中のダムについても、新規ダムと同じ扱いをするとの合意が得られたと理解している。修正素案021113版には、それが全く反映されていない。
- ・ダムの選択について、条件付きの曖昧な記述にすると、流域委員会での決定がダム建設の免罪符として利用される可能性も否定できない。
- ・修正素案021113版は、これまでの部会の議論とは異なる内容となっているように感じる。今後、委員会全体の意見として、各部会、各WG、各委員の意見をどのように集約していくのか、明確にしておかなければならない。

住民意見の聴取・反映に関する提言(素案021101版)に関する意見交換

一般意見聴取WGリーダーの三田村委員から資料2-3-1「住民意見の聴取・反映に関する提言(一般意見聴取WG素案021101版)」について報告が行われ、その後意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・「聞きおく」という従来のスタンスをどう打破していくのかを明確にすることが重要である。具体的な記述が必要だろう。例えば、公聴会・セミナー・現地見学会の使い分けや、NPO・NGO・住民にどう役割を分担して権限を与えていくかについても、提言していくべき。
 - ・河川管理者が河川整備計画策定時および策定後に行うべき施策に関する記述(3-2、3-3)は、河川整備に関する提言にも記述する必要がある。
- 今後の進め方について
- ・委員長代理より、「12/5の第15回委員会で提言を確定するというスケジュールを延期し提言素案について各部会で十分に意見を交換する必要があるのではないか」との提案が

あり、上記「1 決定事項」のとおりに決定した。

- ・河川管理者より、「府県が河川管理者として意見を述べる機会を設定して頂きたい」との要請があり、上記「1 決定事項」のとおりに決定した。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から、「治水理念の転換（破堤による壊滅的な被害の回避を優先）が、ダム建設の根拠になりかねない状況に留意して頂きたい」「高水敷に関する記述が非常に断定的であるため、河川の利用者から反発を招きかねない。ぜひ、修正を」等の発言があった。

3 主な意見

淀川水系流域委員会 提言(修正素案)に関する意見交換

<各部会からの報告>

- ・3章の序文（3-1 ページ 2 行目）にある“河川整備計画の大転換”をどう捉えるかについて話題となった。また、提言の内容と現在の住民意識や社会の仕組みとの間に齟齬や葛藤がないとはいえないが、それを克服していかなければならないといった意見交換が行われた。（琵琶湖部会長）
- ・時間の大半が「4-6 ダムのあり方」に関する議論に費やされた。多くの委員がB案を支持したが、中には、B案と言えども淀川部会の中間とりまとめの記述（ダムによる洪水調節は原則として採用しない）よりも後退しているという意見もあった。（淀川部会長）
- ・「4-6 ダムのあり方」のA案、B案について、各委員に意見を述べてもらったところ、B案を支持する意見が多くかった。（猪名川部会長）

<提言作成にあたって>

- ・提言には、流域委員会の活動が継続していくことを示さねばならないと思う。「計画策定以前からの委員会の参画」の最後に、「また、計画後の実現に向けての推進方策も計画の中に組み込まれている」という文章を入れたい。

<緒言：川づくりの理念の変革>

- ・河川整備計画は、策定だけでなく、実施することも大事だ。最後の「河川整備計画を作成されるよう希望する」という文言を、「河川整備計画を作成・実施されるよう希望する」と変えてほしい。

<2-1 治水の現状と課題>

- ・今後、洪水問題を考えていくためには、「洪水はわれわれを苦しめる最大の自然災害であった」（2-1 ページ 3 行目）という認識だけではなく、「同時に生物の生育にとって、洪水による攪乱が重要でもあった」といった認識も必要だろう。洪水の意味を広く捉えるための記述が必要だ。

<3 新たな河川整備の理念 序文>

- ・「特に都市化された河川では」という記述を追加してほしい。また、都市そのものも河川によって変化していくという認識が必要ではないだろうか。

<3-5 新たな河川環境の理念>

- ・従来の河川整備は、「水位・流量・流速などを過度にコントロール」（3-5 ページ 1 行目）してきただけではなく、「単調、かつ過度にコントロール」に終始してきた、という記述に修正する必要がある。

<4-1 河川整備計画に関する基本事項>

- ・日本という国が社会的・経済的に好ましい方向に動かなければ、総合的な水管理の質も向上しないのではないか。国の動きと水管理の関係性を示すためにも、「国の経済・社会政策の枠組み内での統合が重要であり」（4-1 ページ 5 行目）という記述を、「国の経済・社会

政策の枠組みと、密に関係しており」と修正してほしい。

- ・河川整備計画の基本となる「河川整備基本方針」には基本高水流量や計画高水流量が定められており、これを見直すことによってダムの必要性が失われる事態も考えられるため、提言には、「河川整備基本方針」についても触れておくべきではないか。

<4-2 治水計画のあり方>

- ・破堤回避対策には、費用と時間がかかる。公共工事が厳しく批判されている中で、果たしてそういう整備が可能なのか。まず、住民のことを考えて、10年に1度の洪水を対象にした従来通りの整備を進めるほうが大事だろう。
- ・氾濫を誘導するという新しい概念が示されているが、資産価値の高い箇所とそうでない箇所の補償費や災害復旧費の検討・比較といった問題について、十分な検討や議論が必要だ。また、これまで住民に河川に関する十分な情報が知らされていなかったという問題点を踏まえ、今後は住民に情報を提供し、総合的に判断した工事実施の優先順位も考えた河川整備計画を策定していくべきだろう。

<4-6 ダムのあり方>

- ・流域委員会の責務は、河川整備の理念転換とそれを実現するための原理原則を明確にすることにある。修正素案 021113 版「4-6 ダムのあり方」の「(1) 基本的な考え方」ではそれが明確に書かれているが、「(2) 新規ダムについて」はわかりにくく、これでは(1)で明確にされたスタンスが曖昧になってしまふ。文章を修正すべき。(委員長代理)
- ・ダム WG では、計画・工事中のダムについても、新規ダムと同じ扱いをするとの合意が得られたと理解している。しかし、修正素案 021113 版の「新規ダムに準じた取り扱いをする」(4-14 ページ 26 行目)という記述では、ダム WG での合意内容が反映されていない。「準じた」という語は、「同じ」という意味ではない。修正して頂きたい。

ダム WG で議論した内容を反映させるなら、「準じた」という言葉は正確ではない。表現を訂正したい。(ダム WG リーダー)

計画・工事中のダムは、新規ダムと同じ扱いはできない。考え方としては「その段階でできることは新規ダムと同じ取り扱いをしてほしい」が適切ではないか。

- ・「(2) 新規ダムについて」では、淀川部会の中間とりまとめの表現である「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」という文言を復活させた方がよい。
- ・ダムについては、流域住民だけではなく、NGO や NPO も共同で取り組んでいくということを明確にするためにも、流域住民に加えて「および NGO・NPO」と記述したい。
- ・基本的には修正素案 021113 版でいいと思うが、「極力抑制」という言葉だけが独り歩きしないように表現を考慮すべき。
- ・ダムに関する提言は、今後の河川整備の大きなポイントとなるだろう。修正素案 021113 版のような条件付きの曖昧な記述のままでは、流域委員会での決定がダム建設の免罪符として利用される可能性も否定できない。

<その他>

- ・流域委員会は河川整備計画だけではなく、計画策定後どう推進していくかについて考えねばならない。提言においては新たに 5 章を作り、計画を実現していくプロセスについて書くべきだろう。
- ・一般の方から、淀川部会の中間とりまとめにあった「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」という文言がなくなったことについて質問を受けた。理由や経緯を説明できないでいる。

委員会としては一度もそのようなことを決定したわけではない。(委員長)

部会でのとりまとめの他、一般からも様々な意見が出ていることは事実だろう。しかし、それに対して、委員会がどう反応するかは、次の問題だろう。当たり前の話だが、全員が賛同できるものは作れない。色々考えてこの案ができたと説明するほかないの

ではないか。

修正素案 021113 版は、これまでの部会や WG の議論とは異なる内容となっているよう に感じる。素案には今まで議論してきたことが反映されるべきであり、一個人の判断 で修正されるべきではない。今後、各部会、各 WG、各委員の意見をどのように集約し ていくのか、少数意見の取り扱いを含めて明確にしておくべきと考える。

住民意見の聴取・反映に関する提言（素案 021101 版）に関する意見交換

<提言（修正素案 021113 版）への組み込み>

- ・「3-2 河川整備計画策定時」、「3-3 河川整備計画策定後」には提言（修正素案 021113 版） の「4-7 住民参加のあり方」では書ききれていない住民との連携や協働について記してあ るので、ぜひ提言（修正素案 021113 版）に組み込んでもらいたい。

提言（修正素案 021113 版）と住民意見の聴取・反映に関する提言を一緒にすることか。当初、そういう案があった。（委員長）

住民意見の聴取・反映に関する提言全部ではなく、3-2 と 3-3 を提言（修正素案 021113 版）に追加してほしい。

<一般意見聴取方法の検討>

- ・意見聴取で大事なのは、「聞きおく」という従来のスタンスをどう打破するかであろう。 3-2 の「(2) 住民との連携・協働」(11 ページ 34 行目) では公聴会・セミナー・現地見 学会などあらゆる聴取方法が記されているが、提言に必要なのは、その使い分け方や、 NPO・NGO・住民にどう役割を分担するかといった具体的な記述ではないか。（委員長代理）

今、話していただいたことについては、一般意見聴取 WG では十分な議論ができなか った。一方で私たちが重要視していたのは、もの言わぬ人々の大きな声をどのように 反映するか、あるいは現地での意見聴取効果についてであったが、これらも結論を出 せぬまま提言を作ることとなった。（リーダー）

その他

- ・提言のとりまとめという一番重要な部分を急いで進めると、これまで 2 年かけて議論して きた意味がなくなるのではないか。また、最終提言作業部会（以下、作業部会とする）に は、地域の特性に詳しい委員も参加させてほしい。

次の作業部会で議論した結果をもとに、12 月 5 日に開かれる第 15 回委員会、さらには各部会で議論してもらうのはどうか。（委員長）

ダムに関しては、委員それぞれ譲れない意見があると思う。少数意見を確認するとい う意味から、作業部会を開く前に、提言素案 021028 版の A 案、B 案と今日寺川委員が 出した案を C 案とし、各委員が現時点でどの案を支持するかを確認したほうがよいの では。

流域委員会が提示するダムについての考え方を、社会は注目している。慎重に審議し なければならない。

ダムの問題については、今後整備計画原案に個々のダムについて位置づけられた場合 に、それをもとに議論をすることになる。ダム案に関しては「抑制する」というかな り強い方向性を出しているので、現段階のままでいいと思う。（委員長）

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から、主に提言素案の記述について意見が出された。

<主な意見>

- ・素案 021028 版についての意見だが、まず「2-2 利水の現状と課題」(2-2 ページ 19 行 目) では「需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある」と水需要予測につ いての記述があるが、「批判がある」を「明白な事実である」という表現に変えてほしい。

- 渴水については、琵琶湖総合開発による利水安全度効果によって、渴水が減ったことを踏まえた記述をしてほしい。さらに「4-6 ダムのあり方」(4-17 ページ 26 行目)で、計画・工事中のダムについて「利水面の一からの見直し」をどこかに明記してほしい。
- ・先日、余野川ダムについて河川管理者に意見を伺ったところ、「壊滅的被害を避けるためにダムをつくる」と考えられているようだった。破堤による壊滅的な被害の回避を優先するという治水理念の転換が、ダム建設の根拠になりかねない状況に留意して頂きたい。
 - ・「4-4 河川利用計画のあり方」の中の高水敷に関する記述(4-7 ページ 32 行目)について、二点意見を述べたい。まず、流域委員会の提言の中では自然環境だけを絶対的な基準としているが、何故、淀川だけが自然環境以外の社会、文化、経済的な要因が除外できるのかという点。もう一つは最近公的な空間については住民の意見を聞いて土地利用計画を策定する方向に動いているが、提言案ではグラウンドの排除によって最初から住民の意見を門前払いしているように受け取られかねないという点。流域委員会は河川管理者以上に強権的で排他的であるとの誤解を与えかねない。これらの点を考慮し、文言を修正して頂きたい。

4 今後の進め方について

河川管理者としての府県の意見発表について

- 河川管理者(河川調査官 村井氏)からの要請

- ・流域委員会は、淀川水系の国の直轄区間を対象にした整備計画について議論して頂く委員会であるが、計画を策定するにあたっては指定区間と呼ばれる府県の管理区間との関係についても考える必要がある。これまで、府県には委員会・部会の場で議論を聞いてもらっていたが、意見を言ってもらう機会はなかったため、一度、河川管理者としての府県に流域委員会の議論に対して意見を言う機会を設けて頂きたい。(河川管理者)

広く意見を聞くというのは、委員会でも大事だと思うので、12月5日に開催される第15回委員会でそのような場を設けてはいかがだろうか。この後開催する運営会議で決めたい。また、整備局では12月中に原案を出せるのか。(委員長)

素案をいただいた後、12月中を目標に提出したい。(河川管理者)

提言案の確定延長について

- ・河川整備計画原案作成の元となる提言案を12月5日までに確定する目標で話を進めてきたが、それにとらわれずもう少し時間をかけて、各部会の委員の意見を十分に聴取りし、作業部会でとりまとめたほうがいいのではないか。現状では作業部会の今本リーダー一人に負担がかかっている。(委員長代理)

確かに、議論を急いでとりまとめるのはよくない。12月5日は提言に関する意見交換の場としてできるだけ皆さん納得のいく形ですすめたい。スケジュールはこの後の運営会議で相談する。(委員長)

説明および発言内容は、隨時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

提言のダム部分に関する検討会(2002.11.25開催)結果報告	2002.11.27 庶務発信
開催日時：2002年11月25日(月) 18:30~21:10	
場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室4	
参加者数：委員8名	
(提言作業部会メンバーとして、4-6ダムのあり方の執筆担当である池淵委員、今本委員が、素案021113版の修正を検討するに当たり、ダムWGメンバーにも呼びかけて検討会が開催されました)	
1 検討内容	
提言素案の「4-6.ダムのあり方」の記述について、ダムWGの委員による議論が行われた。	
「ダムはできるだけ避けよう」の表現について	
<ul style="list-style-type: none"> ダムに対する基本スタンス(抑制する)を確認後、そのとらえ方として、「原則として採用しない」(淀川部会)、「原則として抑制する」、「極力抑制する」、「できるだけ抑制する」、「原則として実施しない」等の幅広さがあることを議論。その結果、“肯定形の記述を使うのが望ましい”、“ダムを完全に排除するものとの誤解を招かない表現”などの観点から、現時点では「原則として抑制する」との記述表現をすることとなった。 	
「計画中・工事中のダム」について	
<ul style="list-style-type: none"> 計画中・工事中のダムに関しては、「河川整備計画」として流域委員会に諮問されるため、その段階で委員会としての判断を下す予定である。また、今後30年間の方針についての提言でもあるため、記述することによって誤解を招く可能性もあるため、素案では「ダムのあり方」についての流域委員会としての見解を示すことに留め、計画中・工事中のダムに関しては、記述しないこととした。 	
流域住民・NPO・NGOについて	
<ul style="list-style-type: none"> 流域住民に関しては、「流域住民」とすると範囲が流域内に限定される可能性があるため、「関係住民」と記述することにした。ただし、「関係住民」という表現であっても河川法の解釈では地域が限定されてしまう恐れがあるとの指摘があったため、NPO・NGOを含めるという案、「4-7住民参加」の部分の趣旨を適用する案、関係住民(住民団体・地域組織を含む)とする案、NPO・NGOと書くと法人格を有した団体のみを対象とするか否かという問題があるため法律の専門家に任せるという案、などが検討された結果、「関係住民(住民団体・地域組織を含む)」という表現をとることとなった。 	
ダムを計画するにあたっての情報公開・説明責任に関する記述について	
<ul style="list-style-type: none"> 「自然環境の配慮に関する記述がほしい」との指摘があったため、「自然環境への影響・改善策」と改めた。 「自然環境への負荷を考慮した経済性」については、“環境への負荷”という言葉が“経済性”という言葉との親和性が薄いため、「自然環境の価値を考慮した経済性」と改めた。 	
提言の他の部分との表現の統一、日本語としての正しさ等について	
<ul style="list-style-type: none"> 細かい字句の修正は、提言作業部会に一任する。また、法律面などで表現として適切でない場合には、変更する可能性がある。 	
2 決定事項	
検討の結果、別紙の文章を修正案として提言作業部会に提出することとなった。	
	以上

(別紙)

4 - 6 ダムのあり方

淀川水系では、治水・利水・発電等を目的として多くのダムが建設され、これらが生活の安全・安心の確保や産業・経済の発展に貢献してきている。しかし、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、取水口・放流口間の河道流量を減少させる、安定的な放流操作により流水の搅乱機能を喪失するなどにより、河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。したがって、ダムの建設については次の取扱いとする。

ダム建設は自然環境に及ぼす影響が大きいため原則として抑制するものとし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められかつ関係住民（住民団体・地域組織を含む）の合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。地球温暖化による気候変化や社会情勢の変化などの不確定要素に対しては順応的に対応する。堰についても同様の取扱いとする。

ダム建設を計画する者は計画案策定の早い段階から少なくとも次の事項について徹底した情報公開と説明責任を果たさなければならない。

- ・ダムの必要性と建設予定地点の選定理由
- ・各種代替案の有効性の比較
- ・自然環境への影響・改善策
- ・自然環境の価値を考慮した経済性
- ・関係住民の判断に必要な事項

既設のダム・堰が機能を低下・喪失した場合あるいは自然環境に重大な影響を与えた場合、ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるにはダム機能の回復あるいは自然環境への影響の軽減をはかるものとする。

このお知らせは委員の皆様に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

第5回最終提言作業部会(2002.11.27開催)結果報告	2002.12.3庶務発信
開催日時：2002年11月27日(木) 17:00~21:00	
場所：ぱ・る・るプラザ京都 7階 スタジオ2	
参加者数：委員10名 委員傍聴2名	
<p>1 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 各節の作成責任者は、本日の作業部会で出された意見等に基づいて素案を修正する。各作成責任者からの修正案を今本リーダーがとりまとめて修正版を完成させる。庶務はできるだけ早く全委員に発送し、「どうしても納得できない部分」についての意見(少数意見)を照会する。 第15回委員会(12/5)では、河川管理者としての府県との質疑応答も行われるため、提言素案については大幅に修正された箇所の説明を中心に行う。 <p>2 主な検討の概要</p> <p>修正素案021113版に関する各委員からの意見及びこれまでの議論、一般からのご意見を踏まえて作成された修正素案に基づいて意見交換が行われた。主な修正についての意見は下記のとおり。</p> <p>2章、3章、4章の節構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の河川整備における環境保全の重要性とポイント(自然環境・生態系の修復、再生、保全)を明確に打ち出すため、2章、3章、4章の節の順番を入れ替え、環境 治水 利水 利用の順に記述する。これに伴い、各章の環境部分の書き出し(「4-5 河川環境計画のあり方」の冒頭文章等)を修正し、「(1)物理環境」のタイトルと文章を見直す(自然環境の修復、再生、保全を明確に打ち出し、その後にそのための施策を説明する、という流れを表現するため) <p>3-2 新たな治水の理念、4-2 治水計画のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水の理念転換について、一般、及び自治体が誤解している面があるため、「『水害の連鎖からの脱却』を新たな理念とし、最も重要な目標の一つである『破堤による壊滅的な被害の回避』を緊急に実施する」という記述を「『超過洪水・自然環境を考慮した治水』『地域特性に応じた治水安全度の確保』を目的とする」に修正した。それに対応して4-2に「(2)自然環境を考慮した治水計画」という項目を新たに設けた。ただし、「超過洪水」という表現については、これまでの議論(計画高水流を設定せず、あらゆる洪水への対応を目指す)を反映したわかりやすい表現を引き続き検討する。 <p>4-6 ダムのあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム建設についての記述を「原則として抑制」とし、加えて建設される場合の条件を記載 「流域住民」を「住民団体・地域組織などを含む住民」に修正 新たなダムを期待するかのような誤解を与える「新規ダム」という表現を用いず、計画・工事中のダムについての記述を削除し、合わせて「ダムのあり方」として記述、等の変更を行った。 <p>4-8 河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策</p> <p>第15回運営会議(11/13)での決定(住民意見聴取・反映に関する提言については、主要な部分を集約し、流域委員会提言に盛り込む。なお、住民意見の聴取・反映に関する提言としては、より具体的な検討を進め、3月頃を目途にとりまとめを行う)に基づき、住民意見の聴取・反映に関する提言「3-2 河川整備計画策定時」「3-3 河川整備計画策定後」を要約し、4-8として追加した。</p>	

このお知らせは委員の皆様に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

第18回琵琶湖部会（2002.10.3開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002年10月3日（木） 13：45～17：15

場所：ピアザ淡海 3階 大会議室

参加者数：委員12名、河川管理者14名、一般傍聴者70名

1 決定事項

最終提言に関して

- ・庶務は、前回作った最終提言の目次案と最新の目次案との対照表をつくる。
- ・今後、最終提言作業部会から出される素案に意見があった場合、各委員は庶務にその意見を送る。庶務は、委員から出された意見内容を全委員が知ることができるよう対応する。

一般意見に関して

- ・一般から寄せられた意見、特に滋賀県等の自治体から寄せられた意見の取り扱いの検討（例：部会の場にお呼びして意見交換する）については、部会長に一任する。

2 審議の概要

委員会・部会WGの状況報告および情報共有について

庶務より、資料1-1～1-5をもとに、委員会、各部会、WGの活動状況について報告が行われた。なお、各WGの報告においては、所属委員より補足説明が行われた。

最終提言に関する意見交換

庶務より、資料2-1、2-2、2-3、1-2(うち作業部会結果報告)をもとに、最終提言とりまとめの作成方針やスケジュール、提言の目次案等が示された。その後、資料2-4-1をもとに、琵琶湖部会中間とりまとめの最終提言への反映について中村委員より説明が行われ、意見交換が行われた。

<主な話題>

- ・目次案の構成と内容の検討
- ・複数の関係省庁が同列に参加する枠組みの提言
- ・住民意見の扱い
- ・今後の意見の出し方

一般意見について

資料2-4-2をもとに、琵琶湖部会へ寄せられた一般意見の取り扱いについて議論が行われた。

<主な話題>

- ・流域委員会には意見調整の役割が必要か
- ・県の意見は一般意見と同様に扱うべきか

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、「中間とりまとめに対する意見を出した。公聴会等、補足説明の機会を設けてほしい」「滋賀県は、琵琶湖や琵琶湖に流入する河川の河川管理者である。河川管理者として相応に扱い、きちんと意見交換すべきだ」等の発言があった。

3 主な報告と意見

委員会、部会、委員会WGの状況報告および情報共有

資料1-1~5を元に、琵琶湖部会現地調査(9/22実施)について庶務から、水需要管理、水位管理、ダム、一般意見聴取、水質各WGの状況報告について所属する各委員から、それぞれ報告があった。

<主な報告>

- ・水需要管理の認識を補強する意見が出てきており、水需要管理のスタンスについて、見直しを行っているところ。(水需要WG委員)
- ・現在の議論の焦点は、琵琶湖およびその下流域の河川の生態系についてどういう水位操作が適しているかという点と、河川の物理環境(例:砂洲、干潟)を創生する、あるいは好ましい状況にするには水位操作はどうあるべきかの2点。(水位管理WG委員)
- ・流域全体でダムがどのように配置されるかを治水・利水等の面から考えることが重要。今後は「気候変動と水資源、ダムとの関連」と「土砂のコントロールも含めて、河川維持用水をもう少し広義の意味で考えること」について検討していく必要がある。(ダムWG委員)
- ・最終とりまとめでの一般意見聴取に関する内容のまとめ方と、流域委員会自体の活動の方向性について議論している。後者については具体的に言えば、今まで出していただいた一般意見をどう扱うかと、試行的な活動としてWGとして一般意見を聴取するなかで何ができるかについて検討している。(一般意見聴取WG委員)
- ・委員会での水質に関する議論は、「豊かな生態系を取り戻すためにあらゆるスタンスを見直そう」という軸で進められている。その流れに合わせるのであれば、豊かな生態系というは非常に概念的であるため、具体的な数値を示しながら水質問題を検討するより、今後の水質を考えるにあたっての方向性をまとめることにとどまらざるを得ない。(水質WG委員)
- ・WGの役割は2つ。1つは「最終提言」の原案をつくること。もう1つは河川整備計画原案に対する「意見書」の案の検討である。したがって、WGの活動も10月で終わるのではなく、もう少し続くものと理解されたい。(部会長)

最終提言に関する意見交換

資料2-4-1をもとに中村委員から、最終提言に琵琶湖部会として盛り込むべき事項等について説明が行われた。

目次案の構成と内容の検討

- ・目次案に文化・社会的な側面については書いてあるが、経済・産業的な側面に関する記述も必要。(委員)
- ・資料2-4-1の2-2の問題点に、(3)利水面、(4)利用面、(5)社会・文化面とあるが、利水面と利用面は同じ意味ではないか。利水面と利用面を一本化して、「社会・文化面」と「経済産業面」に変更すればよい。(委員)
- ・現状の目次案では誰が見ても理解しにくい。もっと丁寧な目次立てを。(委員)

複数の関係省庁が同列に参加する枠組みの提言

- ・資料2-4-1、22ページの「他省庁との連携」についてだが、例えば環境省の審議会での議論には、環境省が主務官庁となる以外に各省庁が参加している。また農林水産省の中に「バイオマス日本」というチームがあるが、農林水産省だけでなく環境、経済産業、

国土交通、文部科学省が共同で骨子を作っている。委員会はこういった枠組みをどう考えているのか。(委員)

他省庁との連携を踏まえた計画について、最終提言に盛り込むならば、「整備計画のあり方」より「流域整備の理念の変革」の基本的考え方の箇所が適當だろう。中間とりまとめでは計画策定段階から他省庁と連携を図るべきと要請されていたのに、現在は国土交通省以外の省庁はいずれも参加していない。他省庁との連携は非常に大事なテーマだと思うので、どこかのWGに問題提起すべきだ。(部会長)

- ・「適切な計画の策定・進め方の検討」という所で琵琶湖部会から提案された内容については、もれがないよう最終提言に入れることを最終提言作業部会に申し入れたい。(部会長)

「住民参加」のニュアンス

- ・住民参加に関する記述が中間とりまとめの9ページと20ページにあるが、9ページでは住民が主体的に参加する内容が明確に書かれている一方、20ページでは従来とほとんど変わらない姿勢が記されている。この辺のニュアンスをどうとるかを決めておく必要がある。両方とも住民の主体的な参加を促す表現に統一できれば良いがWGで検討して欲しい。(委員)

この文章は琵琶湖部会が記したもので、我々の責任としてニュアンスの違いを認めなければいけない。今の発言内容について、一般意見聴取WGである琵琶湖部会委員に伝えたということにしたい。(部会長)

今後の議論の進め方

- ・琵琶湖部会では治水に関する議論が不足している。個々の堤防がどうかということもあるが、まずは治水の考え方の枠組みについて議論する必要がある。(委員)
全体で議論する必要があるのか。あるいは「こういう文章を入れたほうがいい」と提案をしていく方法でもいいのか。(部会長代理)
時間的なことを考慮すれば、後者が現実的。(委員)
議論しきれなかった問題はたくさんあるだろうが、最終提言とりまとめが近づいた今の段階では全部挙げるわけにはいかない。強く必要だと思う意見についてのみ各自が部会やワーキンググループで発表し、委員と話し合い、最終提言に盛り込むか考えてもらってはどうだろうか。(部会長)

一般意見について

資料2-4-2をもとに、川那部部会長から一般意見の取り扱いについて説明が行われた。

一般意見の取り入れ方

- ・一般意見をすべて受け入れ、満足できる一般原理を出すのは難しい。(委員)
一般意見の調整を行う役割はこの委員会にはない。それは行政の仕事だ。委員会では、一般意見を参考にしながら、河川整備計画を立てるためにどういう理念が大事かについて議論している。(部会長)

地方自治体の意見は一般意見と同様に扱うべきか

- ・資料2-2に滋賀県からの意見があるが、県民を代表する機関の意見と、一般的個々の意見と同じように扱うのか。意見とはいえ、質問などもあり、扱いに留意しなければならないのでは。

滋賀県だけを特別に扱えるかは疑問。一般の方々も非常に一生懸命意見を書いて出してくれている。意見を特別に扱う時は、意見を選ぶ根拠を考えないといけないだろう。

(部会長)

県として出された意見には、きちんと返事をする義務がある。ただ、返事の仕方については議論する必要があるだろう。(委員)

一般意見は直感的な判断や要求が込められている傾向が強いが、滋賀県は書類を逐一検し、「説得性のあるものに直してほしい」など要望もたくさん意見に盛り込むなど、一般意見とは内容のレベルがかなり違う。滋賀県とは話し合う場を設けたほうがいい。(委員)

一般傍聴者の発言

・中間とりまとめの意見を出した人たちが言い足りなかつたことを言うためにも、公聴会のような場を設けてほしい。(一般傍聴者)

部会・一般意見聴取WGいずれかで主催するかも含め、発言する場を設けることを検討したい。(部会長)

まずは半日位の時間で開催し、参加者数が多いようなら、次回は1日かけて開催するなど試行的に実施してはどうか。(委員)

・滋賀県は琵琶湖や琵琶湖に流入する河川の河川管理者なので、一般傍聴者の意見と一緒にせず、河川管理者として扱い、意見交換すべきだ。また資料2-4-1の3ページに琵琶湖総合開発事業は環境への配慮が欠落しているとあるが、この事業では河川法の範囲内ではカバーできない環境問題について調査をし、計画を立て、特別措置を作った。その経過を無視して「欠落している」と書くのはやめてほしい。(一般傍聴者)

滋賀県との意見交換については、2つの問題ができるだけクリアしたい。1つはこれまで国土交通省は委員会や部会で質疑応答をしてきたが、委員と意見交換をしていないため、県が意見交換したいというなら、その辺の整合性について議論しなくてはならないという問題。もう1つは、国の直轄でない部分をどう取り扱うかを議論しなくてはならないという問題だ。

また、琵琶湖総合開発事業については中身を知っており、河川管理者の大きな努力をよく存じ上げている。(部会長)

・滋賀県知事の名前で出した意見をどう取り扱うのか。意見の中で県としての考え方や知りたい部分を記している。(一般傍聴者)

意見はできるだけ多方面から聞きたいので、どのような形で意見聴取をするか今後検討したい。(部会長)

4 資料提供

・滋賀県琵琶湖環境部水政課参事山田氏から滋賀県の琵琶湖レジャー利用適正化の条例に関する資料、水資源開発公団丹生ダム建設所長の原氏から丹生ダム周辺におけるイヌワシ・クマタカの繁殖活動についての資料提供があった。

本資料は部会の概要をお伝えするため作成したものです。内容については、現在確認中ですでの、修正・変更の可能性があります。

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会意見聴取試行の会（11/4 開催）結果概要

開催日時：2002年11月4日（月） 13：30～16：30

テ－マ：「あすの琵琶湖とその集水域の水管理に向けて」

場 所：ピアザ淡海 3F 大会議室

参加者数：委員 8 名 意見発表者 5 名 一般傍聴者 79 名

1 試行の会の概要

公募によって選出された意見発表者 5 名に、各 20 分ずつご意見をうかがい、その後各 10 分程度委員との質疑応答が行われた。その後、三田村リーダーの提案により、全員参加による意見交換が行われた。

2 はじめに（琵琶湖部会 一般意見聴取・反映検討班 三田村リーダー）

あすの琵琶湖のあるべき姿と周辺の水管理の在り方を探る、というテーマで意見聴取の試行を行う。流域委員会の設置目的の 1 つに、「関係住民等の意見の反映方法について意見を述べる」というものがある。琵琶湖部会ではこれまで幾度か住民の方や行政関係者にお話を伺ってきたが、どのような方法で関係住民の意見を吸い上げていくのか、まだ結論は出ていない。意見聴取の対象者、テーマ、聴取の形態によって多様な方法が考えられるが、今回のような試行を通して良い方法を検証していきたい。

3 一般からの意見発表と質疑応答

服部健一氏：ふるさと大石

- 瀬田川とともに歩んできた大津市大石地区（旧栗田郡大石村）の歴史と自然を紹介したビデオ「ふるさと大石」が上映された。
- 約 40 年前、天ヶ瀬ダムが建設された。当時は、ダム建設をめぐり、建設省地建案や滋賀県案など、さまざまな案をもとに議論されていたような記憶がある。結局、多目的ダムとなった。地元では 1 日 3～4 回、大きな声で発電のための貯水池内の水位上昇を知らせる放送が行われた。
- 水質の保全が必要。これ以上琵琶湖の水質が悪化すると、孫達の世代に引き継げない。昭和 54 年以降、琵琶湖の富栄養化防止条例が制定されるなど、水質改善への動きが見られるようになった。将来へ向けてより一層きれいな水を取り戻すためにも、住民一人一人が水質汚濁の防止や CO₂ 削減など環境保全への意識を高めていかねばならない。また、水質改善のためには早急に下水道の普及率を 100% にしてほしいと思う。

（主な質疑応答）

委員：大石地区と天ヶ瀬ダムとの位置的なつながりについてお聞きしたい。

発表者：大石はダムの上流にある。大石地区にはかつて緑豊かな田園地帯が広がっていたが、ダムの建設によって一部水没地域、また一部危険地域として買収された。

委員：ダムによる水位上昇の影響で、何か記憶に残っていることはありますか。

発表者：国が買収した土地が放置され、セイタカアワダチソウが増殖した。今は地元の要望をうけてセイタカアワダチソウをなくすために、駐車場やテニスコート等に整備されたと聞いている。

委員：佐久奈渡神社の下で水位が上がったという話があったが、それは、ダムができたあとの話か。

発表者：ダムができる前からそういう状況だった。現在は上流の信楽川で氾濫が起っこっても、瀬田川洗堰での流況調節や下流の土砂浚渫により、増水することは少なくなっている。

委員：若い時から今までの間、大石周辺の水質に変化があったと思われますか。

発表者：子供の頃はモロコなどがたくさん釣れた。最近は外来魚は釣れるがモロコなどはほとんど釣れない。

正田政郎氏（大津市議会議員）：大戸川ダム建設の推進について

- ・ 大戸川は、暴れ川に例えられるように古来より氾濫の歴史を繰り返してきた。災害の経験を持つ1人として、また水没地域の人と深い関わりをもっている1人の住民として、これ以上の被災は耐え切れないで、ダムを推進したい。
- ・ 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画も決定され、住民の移転も既に完了した。ダム建設促進に理解と協力を示してきた地元としては、ダム建設に大いに期待している。これまで国は地元に対してダムの推進ばかりを唱えてきた。もしダム建設が中止されることになれば、行政への不信感が増幅するだろう。
- ・ 大戸川流域は、京阪神の近江米の一等米を生産する肥沃な穀倉地帯である。一度、豪雨に見舞われれば、山地からの土砂流出で農家が大きな被害を被る。また営農には、安定した水供給は欠かせない。これまでも、堆積した土砂の排出に多くの労力と、多額の経費を支出してきた。
- ・ 地域特性を考えると、浸水を受け入れる治水事業の方向転換は容認できない。河道改修では洪水被害の防止にならないし、遊水地の確保についても住民の合意形成は不可能である。この地域では、ダム建設こそが国民の生命と財産を守れる唯一の方策であると考えている。

（主な質疑応答）

委員：ダム問題については、まだ流域委員会としての結論は出ていない。長野県のようにダムの建設を全面的に否定しているわけではない。地域の特性やこれまでの経過など様々な問題を斟酌しなければ結論は出せない。

発表者：長野のような話があると住民としても不安を覚える。また、将来的には川幅を広げる方針があるとも聞いているが、それではこれまでに堤防の改修や圃場整備をしたことの意味がなくなり、住民の理解は得られない。それを言っておきたかった。

委員：水害が起こった原因について、もう少し詳しくお聞かせください。

発表者：ここ50年で大戸川の堤防決壊を3度体験しているが、やはり伐採による保水力の低下にあると思う。

委員：昭和57年は、砂防事業が既に行われていたと思うが、災害時にその効果は出ていたのか。

発表者：砂防事業として常緑樹とマツが植林されたが、松くい虫にやられた。もう一度、植林が必要である。

長田征利氏（大津市議会議員）：大戸川の管理を国の直轄化で

- ・ 大戸川流域は、国の直轄の大戸川ダムと滋賀県が管理している瀬田川の峡間に分けられる。田上山山系は、杉や檜の良材が広く分布していたことから、古代から平城京や東大寺の建立に利用された。それが山地の荒廃を招いた。
- ・ 荒廃した山地では、降雨の度に多量の土砂が流出し、大戸川支流の河床を押し上げ、また下流の瀬田川へも流入し、度重なる洪水被害を招いた。明治以降、砂防事業の効果が現れているものの、いまだ天神川、宮川は田上山から流出する土砂により天井化が著しい。大戸川ダムの建設によって洪水被害の軽減は期待できるが、下流の土砂堆

積における耕作地への被害には依然として不安が残る。

- ・「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」における土砂管理の解決策には賛同する。大戸川ダム直下から瀬田川までの6kmの区間については、"治水・利水を含めた土砂管理の一元化"を図るべきであり、県の管理よりは国の直轄での管理がもっとも適切である。市議会でもこの議題は取り上げている。

(主な質疑応答)

委員：一元化という考え方わかるが、県による一元化もあり得るのではないか。

発表者：国に管理してもらった方が住民の要望に早急に対応頂けると考えている。

委員：田上山にはマツが植林されているとのことだが、マツ以外の植林も必要ではないか。

発表者：植林は全てマツであり（注）スギやヒノキはない。花崗岩の砂地であり、一部の谷あいをのぞいてスギやヒノキは育たない。

委員：治山に関して、林野関係の方とも一緒に取り組んでおられるのか。

発表者：田上山を育てる会という組織もでき、行政と住民が協力してやっている。

委員：大戸川ダムが完成した場合にも堆砂については問題になると思うが、そのようなことについて説明は受けられているか。また今の砂防ダムの土砂の管理はどこが行っているのか。

正田：堆積した砂を山林や荒廃した田畠に持っていく等の計画がある。そのための道路整備等も既に着工されている。

委員：第2名神高速道路の予定路線にも近いが、その関係で、何かあればお聞きしたい。

正田：ダム、県道の付け替え、第2名神、連絡路、ジャンクション、全てが集まっている。関係各局と協議し、調整を十分に行っていただいているつもりである。

注：この発言に対して、一般傍聴として参加されていた近畿地方整備局琵琶湖工事事務所の方より「一部、広葉樹の植林が行われているところもある」との補足発言があった。

横川正己氏（滋賀県漁業協同組合連合会）：「過去をベースに水質基準の設定を」

- ・本日は、生産量日本一を誇る琵琶湖のアユ漁に関してお話をさせていただきたい。漁連としての意見を集約したわけではなく、一部個人としての意見も含まれていることをお断りしておく。
- ・アユは一年魚である。琵琶湖のアユ漁は、アユの生育サイクルに合わせて、昔からの漁業者の知恵を生かした伝統的な漁法がなされている。
- ・アユの産卵期は8月～10月頃で、稚魚期である晩秋から「定置網漁」が始まり、沖合に移動する年明けは「沖曳き（チュウビキ）網」、護岸へ移動する春は風物詩にもなっている「追いさで漁」。初夏の川へ遡上する時期には「梁（やな）漁」といように、季節によって漁法が変わる。また琵琶湖の漁は、海と違って乱獲すると資源が枯渇することもあり、待ち受け式が基本である。
- ・昭和40年代から、琵琶湖の水利用が進んできた。水がぬるんでくる4、5月の時期に、逆水によって水を取られ、川に水がなくなる問題がある。
- ・取られた水が川に戻されることもあるが、代掻きの水がそのまま出てきて、水の色が変わってしまう。この影響が湖まで及ぶ。代掻きの時期に出た濁水が大きな塊となって護岸に流れる。魚がそれを嫌がって動くため、漁業にも影響が出る。
- ・我々漁連は、自然を相手に、自然の恵みに依存した生活を送っており、その意味でもこの流域委員会の環境保全への取り組みに高い関心を持っている。

- 流域委員会では、20-30年先の整備の方針を検討されると聞いているが、今をベースにするのではなく、水質がきれいだった昔の時代に立ち返って、具体的な目標や基準を考えてもらいたい。

(主な質疑応答)

委員：お話の内容は良く分かる。アユは琵琶湖の状態を示す代表的な指標である。復元に向かう方向で考えてみたいと思っている。

委員：琵琶湖の変化について、湖中で起こっていることを示す具体的な例などあればお教えいただきたい。

発表者：漁師に聞いた話では、魚網をほんの数時間浸しただけで、かなり汚れがひどくなる場合があるようだ。

委員：琵琶湖に入ってくる河川で起こったことは、必ず琵琶湖の魚なり、漁師の生活にも影響する。だから、少なくとも琵琶湖に流入する河川の上流でやることは、慎重にやってほしいという理解でよいですね。

委員：お話の大きなポイントとして、農業排水は琵琶湖の水質に致命的な問題という指摘があった。国では、農業と水産関係は農林水産省として同じ組織だが、自治体では別になっている。行政が相互に協力してもらわなければ、農業排水の問題は克服できない。

委員：環境問題は、その範囲が多岐に渡るため、複数の省庁・部署間での合意形成が重要となる。例えば濁水の問題なら、どんな形の合意形成があればよいと思われるか。

発表者：ケースバイケースではないか。現実に起こっている問題をベースにそれに合わせた協議の場をどう作るのかという議論からするしかないのではと思う。

委員：昭和50年代から漁業が不振になったと思うが、それは主に農薬が影響しているとお考えなのか。

発表者：「農薬の影響だ」と言っている漁業者もたくさんいるが、個人的には化学物質だけの影響とも思えない。川の濁り方が5年、10年前と今では随分変わったというイメージが強い。

委員：ダムや堰堤のある川の下流では、アユは悪い状態になっている。ダムを作ると流れる水の量が一定になり、これが問題である。水が多く流れないので鮎の遡上がりできない。さらに岩場などに生えていた藻もはえなくなっている。特に京都の木津川はひどい。アユを放流しても生存率は20数%と低く、体長も小さい。河川が悪い状態になっているのは確かだ。

東郷 尚氏(NPO郷土を愛する会)：「河川レンジャーと流域センターの創設提案に賛同・支持したい」

- 新河川法では新たに「環境」が柱として加わった。これからは、川は生物の生息・生育の場であることを認識し、健全な水環境を回復させるために、地域住民と協働して河川を守っていかねばならない。
- 滋賀は琵琶湖を持つ「環境こだわり県」で、「びわこ地球市民の森づくり」への参加や、「野洲川河川愛護モニター」の活動を通じて、水の大切さを知る一方で河川が抱える問題にも直面した。
- 淀川水系流域委員会が提唱している「河川レンジャー・流域センター」の設置に賛同したい。川の監視や子供達への環境教育といった人の営みが、川を一本の帯として、また自然と共生する地としての有効利用につながる。そして、川を守ることが琵琶湖を守ることにつながる。

(主な質疑応答)

委員：河川レンジャーとは、どういう形で関わりたいとお考えなのか。

発表者：野洲川に広い河川敷があり、公園が完成予定なので、そこに流域センターのような拠点を作れば、将来的に対岸の町も含めて1本の川を帯のように一体化した空間としてみることができる。そこで、定年退職した人達を中心となって、河川の監視を行ったり、子供達に環境教育等を行ったらよいのではと思い、賛同している。

委員：現在は、河川の管理は行政の方で行われているが、住民が河川管理を担うとなれば、治水や利水等の問題やいろいろな人たちの利害調整についても自分たちが主体となって行う必要も出てくる。住民側でそういうところまでやりたいと思われているか、教えてほしい。

発表者：最近は、道路や河川の問題について、住民が参加しやすい気風が行政から出ており、住民の意識も変わってきている。そうなれば、おのずと責任感も生まれてくると思う。

委員：野洲川のつけかえ事業の前後の変化について、何か感じられたことはあるか。

発表者：川が氾濫しなくなった反面、住民に、川は大事なものであると同時に恐ろしいものであるという恐怖感がなく危機意識が希薄化している。

三田村リーダーから意見発表者に対して、「これまでの発表を聞かれて、改めて意見を言われたい方はご発言頂きたい」との提案があり、3名の発表者から意見が出された。

長田氏：水質を昔の基準に戻すことには賛同する。昔は川の水をそのまま飲んでも大丈夫だったし、子供でも簡単に魚が獲れた。今は外来魚ばかりで、フナも獲れない。県民あげて努力すれば何とかなるかもしれない。せひとも琵琶湖の保全に傾注していただけるような方策を展開していただきたい。

正田氏：農業用水の問題については、農家の採算性も含めて根本的なところから考える必要がある。農業を維持するためにどうすればよいのか、生産者だけではなく、皆で考えて頂きたい。

服部氏：木津川の水質が悪いと言われた委員にお尋ねしたい。瀬田川、宇治川はどうか。水質の回復が見込めるのか。

委員：木津川については、アユの生存率から見ると一番悪い、という意味である。そういう見方をすると、瀬田川や宇治川はまだましな方である。

4 一般傍聴者から意見聴取

・「瀬田川に浮遊するゴミ対策として、ネットを水面に張りめぐらせ、ゴミを根こそぎ取ることはできないか」という提案があった。

・「福井県の敦賀市では、トンボの楽園となっている中池見湿地を守るため、消費者が無農薬野菜や有機野菜を購買し、従来型の農業をサポートしている」との紹介があった。

5 本日の試行の会についてのまとめ

・今回の試行で、当初の目的を達成できたかどうかは疑問であるが、ある意味意見聴取の在り方が浮き彫りにされた部分もある。最終提言の中で、一般意見聴取の反映方法について意見を述べるにあたっては、これまでの取り組みを総括し、その成果を反映していくことが重要と思われる。今回の試行と次回の試行もあわせて、各委員には意見聴取の在り方を考えてもらいたい。(三田村リーダー)

以上

本資料は現地対話集会の概要をお伝えするため作成したものです。

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会意見聴取試行の会（11/9 開催）結果概要

開催日時：2002年11月9日（土） 9：30～12：30

テマ：「あすの琵琶湖とその集水域の水管理に向けて」

場所：彦根プリンスホテル 2F プリンスホール

参加者数：委員 12 名 意見発表者 6 名 一般傍聴者 84 名

1 試行の会の概要

公募によって選出された意見発表者 3 名に、各 20 分ずつご意見をうかがい、各 10 分程度委員との質疑応答が行われた。その後三田村リーダーの提案により、当日会場に傍聴に来られていた一般の方から飛び入りでの意見発表を募った結果、3 名の方より希望があり、各 10 分ずつ意見発表がなされた後、委員及び発表者全員による意見交換が行われた。

2 はじめに（一般意見聴取・反映検討班 三田村リーダー）

あすの琵琶湖のあるべき姿と周辺の水管理の在り方を探る、というテーマで 2 回目の意見聴取の試行を行う。流域委員会の設置目的の 1 つに、「関係住民等の意見の反映方法について意見を述べる」というものがある。琵琶湖部会ではこれまで幾度か住民の方や行政関係者にお話を伺ってきたが、どのような方法で関係住民の意見を吸い上げていくのか、まだ結論は出ていない。意見聴取の対象者、テーマ、聴取の形態によって多様な方法が考えられるが、今回のような試行を通して良い方法を検証していきたい。

なお、今回は前回とは少し違った方法を試みたい。本日会場に来られている一般傍聴者の方にも、意見発表を募りたいと思う。

3 意見発表者からの主な意見

今村忠彦氏（E P C S 環境計画市民会議 代表）：「マネジメントシステムの導入と既存の取り組みや技術の活用を」

- ・ 大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会状況は、様々な問題を引き起こした。消費財的価値が重要視され、自然などお金に換算できない価値は損なわれてきた。今後は、価値の根底からの見直しと、ソフトウェア的な発想が重要となる。
- ・ 一般に自然環境保全を訴える場合、2つのパターンに分けられる。1つは、人の手から自然を遠ざけることにより自然を保護しようという考え方。2つは、自然と人間の共存共栄の道を探すという考え方。どちらも間違っていると言うわけではないが、二律背反的、対症療法的な解決方法になっていないか。
- ・ 私はNGO活動を通して、日本人がまだ苦手としているマネジメントプログラムを河川管理において確立し、河川管理における自然保護や住民参加の問題に関するプロограмを実施して解決するのが望ましいと考えている。
- ・ 中間とりまとめの中に、河川管理者レンジャー制度というものがあり、ソフトウェア的取り組みとして非常に評価できる。しかし、職業化するなら、長年にわたって川や湖を守ってきた建設業の人達を置き去りにしないでほしい。
- ・ 建設業を中心に結成されたC E S A は、環境アセスメント、地域の方との交流、発注者・企業・地域住民・N P O の連携支援、公共事業へのマネジメントシステムの導入促進などを目的に活動しているN P O 団体である。河川レンジャーと似た取り組みを自主的に行ってきた。
- ・ 流域委員会で決められたことを実現するには、現場の担い手となる技術者や技術者とともに歩む地域の方の協力が必要である。既存の取り組みや技術を多いに活用していただきたい。

(主な質疑応答)

委員：現場の意見や技術が大切だとのことだが、これまでの活動の中で、実際に住民の意見を聴き、提案して改善できた具体的な事例はあるか。

発表者：米原駅前で、地域の住民が「トトロの森」を造られていて、その附近地が土砂崩れをおこした。修復のための技術は「トトロの森」にふさわしいものではなかったので、マネジメントプログラムを実施することで、地域の住民とその子ども達に修復事業に参加してもらい、法面に地域種を植えるなど現段階で可能な事業改善ができた。

委員：河川レンジャー制度には、積極的に参加を表明してもらってよいと思う。ただ、石組みなど自然を生かした本来の川づくりといった新しい技術の開発にも取り組んでもらいたい。

発表者：参加している業者もまだ少なく、期待に応えられるほどの技術はないが、これから努力していきたい。

疋田忠夫氏（愛知川川づくり会議）：「行政の縦割り、水質問題等について」

- ・昔は、祭りや消防、商店街の役員などの活動を通して若者が地域の街づくりに協力していた。生活に使う水を、つるべで汲み上げるのも子供の仕事だった。私は、地元で川づくりの会議に出るようになり、水は命の源であり、有り難みを感じるようになった。
- ・琵琶湖の水は、周辺の清流から流れ込む。昔は豊かだった川の水も、琵琶湖総合開発以降はダムや工場、レジャー施設の建設により、瀬切れや水枯れが起こっている。私の家の近く（八日市）にもダムがあるが、農業用ダムであるため飲料には使えず、琵琶湖逆水と地下水の汲み上げで飲んでいる。
- ・ダムのある川の水は、水が動かないため腐ってしまう。もはや、清流は琵琶湖に流れ込んでいない。そのためか、地域の人は水のない川から遠ざかってしまった。川で遊ばないし掃除もしない。
- ・平成2年、愛知川のダムがあふれて、一人が死亡するという災害が起こった。聞けば、農業用のダムなので、常に満杯にしておかねばならないという。ダムなのに治水の機能を持たせることもできない。特に川づくり会議に参加して、縦割り行政の限界を感じる。
- ・フランスのセーヌ川の橋は一つ一つデザインが違い、橋にはデザインした人の名前が刻まれている。日本においても、地域の子供達が描いた夢の橋をもとにデザインし、名前を刻むくらいのことをすればいい。河畔の植樹も地域の人の声を聞いて行えばよい。そうすれば、川に対する夢が持てるのではないか。

(主な質疑応答)

委員：土地改良について。地域の人は自ら資金を出してまでやっているが、今のシステムでは水利用・水質ともに問題がある。改善するためには、地域での合意形成も必要だが、どうすれば合意できるだろうか。

発表者：排水が琵琶湖に流入する前に、水質浄化作用が働くようにしなければならない。まず、琵琶湖を汚さないために、まず水を腐らせないことだ。

委員：行政では農業、林業など縦割りになっているが地元では全てがつながっている。用排水分離については、補助金の関係で全国一律の方法を採用せざるを得なかった。30年前の行政的な決定のツケがまわってきている。やはり、地元から改善点について声をあげて要望を出すことが大事である。

委員：永源寺第2ダムの計画は賛成できない。もう、滋賀県にはそこにしか清流は残っていない。八日市市民も琵琶湖の水を飲んでいるのか。

発表者：八日市市では、琵琶湖の水と地下水をブレンドして飲んでいる。愛知川には、

ダムがあるが、農業用のダムだから飲めない。大阪や京都など下流ならまだしも、八日市に住んでいるのに何故、琵琶湖のくさい水を飲まねばならないのか。ダムの管理はもっと柔軟にすべきだ。

委員：水が動かないと腐るという話についてだが、腐ると言うより赤潮状態に近づくといったほうがよい。経験的に言えば、夏場はおおよそ1週間でプランクトンが発生し、冬場は2週間くらいか。ただ、最近はダムの滞留時間も考慮されているようだ。

竹田勝博氏（ヨシ業4代目）：「美しい湿地・内湖を取り戻したい」

- ・ 湿地は、神秘的で、静かで、じめじめしていて蚊や虫も多く、人々から嫌われ、価値がなく、開発によって目に見える経済生産性を高めることが良いこととされて、干拓、埋立開発されてきた。しかし湿地は、近年、地球上最も生産力が高い生態系であると言われ見直されている。また、広い食物連鎖と豊かな生物多様性から、生物学的にも貴重であり、水や化学物質の循環において、高い自然浄化能力を有している。
- ・ 湿地が持つ機能は様々である。種の多様性、文化的特異性、地下水の安定、洪水調節、岸辺の安定化や浸食防止、堆積物と毒性物質の貯留、栄養分の循環・貯留、気象の安定、水上輸送、レクリエーション、漁業、農業、水供給などである。
- ・ 内湖の多くは干拓され、また、琵琶湖も埋め立てられた。その結果、両方の干拓面積を合わせると、瀬田川洗堰の放水量毎秒30m³/sで、20日分に匹敵する計算となるが、それだけ琵琶湖の保水面積が小さくなっている。また現在、小中の湖の干拓排水が西の湖に流されているが、濁水が堆積して浅くなっている。浚渫している非常にムダなことをしている。
- ・ ラムサール条約では、湿地の価値の評価、内地の復活が提言されている。干拓は農林サイドで進められてきたが、余りで転作が増え、干拓の役割は終わった。干拓を内湖に戻し、自然が育む湿地・内湖の浄化力によって、豊かな自然を取り戻したい。

（主な質疑応答）

委員：勉強になった。小中の湖の水が西の湖へ汲み上げられているとの話があったが、本当か。

発表者：毎日泥が入っておりそれを浚渫している。西の湖には流入河川が少なく、水の流れや循環機能が働かないため、浮遊物が沈殿してしまう。こういう問題も含めて、対策を考えていただきたい。

委員：早崎内湖や津田内湖など、内湖を再生する取り組みが行われているが、竹田さんから見て回復に適した場所は他にあるか。例えば、大中の湖の場合は、既に農家が400件ほどあるため回復は難しいと思う。

発表者：確かに津田内湖は、回復に非常に適した場所である。農家の問題については、生産調整が行われているし、転作面積を減らすことも必要。極論だが、農地を買い上げても自然環境を守るというような取り組みをしてよいと思う。人間がしてきた過去のあやまちを、根本から考え直す時期に来ているのではないか。

三田村リーダーの提案により、会場に来られていた一般傍聴者に、飛び入りでの意見発表を募り、その結果3名の方から希望を受け付けた。発表者席にて、順に各10分程度意見発表が行われたあと、参加者全員による意見交換が行われた。

北村又郎氏（高月町長）：「高時川沿岸の治水・利水対策を」

- ・ 20世紀後半の反省点は多々あるが、大きく変化した自然環境を無視して、そのまま元の自然に戻そうという考え方には無理がある。

- ・国土交通省のデータによると、時間雨量 100mm以上の降雨を記録した大雨は、平成 5 年までは 2~3 年に 1 回の頻度だったが、平成 6 年以降は、年間で 10 回程度になっている。治水対策における住民の不安が増している。
- ・高時川沿岸は、昔から洪水に悩まされてきた。利水は地下水に頼っているため、夏場は渴水を繰り返している。沿岸の住民の生活を守るために、ダムは必要である。また、上流にダムをつくり一定量の水を流してもらえれば、魚も棲めるようになるのではないか。
- ・ダムを作らず堤防強化で洪水対策を行っても、高時川の全長約 40 km の堤防を全て改修すると、県の 2 カ所の土木事務所の年間予算で 1000 年もかかるという試算がある。こんな話を聞くと、住民の不安は増すばかりだ。
- ・私には町長として地域住民の安全と安心を確保しなくてはならない責務がある。環境保全も大切だが、現実の問題を考えれば、治水・利水も大切であることを、再認識してほしい。

酒井研一氏（滋賀県議会議員、湖北土地改良区理事）：「丹生ダムは治水・利水上必要」

- ・高時川は暴れ川である。昭和初期に高時川を改修したが、当時百姓だった私の父は、地域の皆さんと大不況のおり、毎日河川改修へ足を運び、蛇行していた河道に砂を盛り堤防を作った。今の堤防は当時のもので、非常に脆く、地域住民が必至に守ってきた。今日までよく持ち耐えていると思う。
- ・また、高時川の下流では、河川の下に田川カルバートにて流れる全国にない天井川であり、堤防が屋根よりも高く、一度氾濫すると大変な被害を被る。このような状況では、住民は安心して暮らせない。
- ・琵琶湖は、近畿 1400 万人の水がめである。滋賀県は、琵琶湖の水位を下げて下流の府県に水を供給している。渴水になんて大きな被害が出るし、洪水になんて瀬田川洗堰の放流を止めるため、浸水被害が出る。県民は、苦しみを積み重ねてきた。
- ・自然環境の保全も大切だが、環境を考えるならば生活環境や福祉環境など、地域住民の生命、財産を守る全ての環境を重点に考えていただきたい。丹生ダムの実現によって、治水、利水の不安を解消したい。これが、地元住民・先祖伝来の永年にわたる願いであり、私達住民は意見を引き継いでいる。

鳥塚五十三氏（南浜漁業協同組合代表理事組合長）：「漁業者と農家の利害調整を」

- ・平成 13 年、姉川では 54 億尾、石田川で 68 億尾、琵琶湖へ流入する河川管理者で総産卵量 170 億尾が、水産試験場がまとめたアユのふ化、流下尾数の実績である。
- ・かつては、110 億尾を誇った河川でも、現在は維持流量がまったくない。本年度あたりはたまに雨が降ると魚が遡上して産卵を始めるが、すぐに瀬切れが起こり、ほとんどが死ぬ。その死んだ魚を鳥が食べる。
- ・地球規模の異常気象を目の当たりにしている昨今、洪水時や渴水時の問題も含めて、いかにして互いの利害を調整しつつ、共存すべきかを考える必要がある。
- ・農業排水の問題は、濁水のリサイクル施設を作れば解決できる。また因果関係はまだはっきりしないが、農薬の問題も深刻だ。ここ 10 年くらいは、田植えが終わり除草剤が撒かれた後である 6 月ごろから 7 月まで、変形した魚が現れている。このことは、私の会社において、県外のダム湖で琵琶湖より放流された稚アユが産卵ふ化し、自生しているアユを採捕して、アユの冷水病なり変形魚を比較してすでに実証済みである。
- ・頭首工では、非かんがい期においても、維持管理用水という名目で多量の水が取水されている。用水路では水があふれているのに、本流では瀬切れが起こる。これはほとんど琵琶湖へ流入する一級河川でおきている。こんな不合理な話が通るような状況で、水利権優先も含めて見直していただかないと、本当に河川整備計画が成り立つののか、考えてもらいたい。

(主な質疑応答)

疋田氏：私は愛知川の会議に出て、会議資料がすべてコンサルタント会社によって作られていることを知った。説明もコンサルタント会社が行い、県事務所は開会と閉会をやるだけ。資料の出元を県の人尋ねても知らない。これでは何も変わらない。ダムに賛成するなら、どうすれば皆が共存できるかを考えるべきだ。すべてコンサルタント会社の思いどおりではないか。金儲けを取るのか、人間の生命をとるのか。もっと知恵を出し、原点に返って考える必要がある。

北村氏：歴史に残っているだけでも400回の洪水があった。祖先が苦しんできたことを、子供達にこのまま伝えていいのか。これがダムが必要だとする理由の原点である。丹生ダムは、愛知川の農業用ダムとは状況が違う。

酒井氏：ダムは昔からの願いだ。高時川の下流は、洪水期には橋のすぐ下まで水が来ている。堤防は貧弱だ。かといって堤防強化も河床掘削もできない。やはりダムしかない。地域の住民の生命、財産を守ることも考えてほしい。

委員：たしかに歴史的な洪水については認識している。ただ、丹生ダムの目的として大半は利水にウエイトが置かれており、洪水期でも治水は23%である。実質下流が生命線を握っているため、上流の人が思うような操作はできない。そう考へると、ダムを作らない治水対策や異常渴水時の水補給を考える必要がある。

酒井氏：滋賀県には利水ダムはほとんどない。地下水は工場が利用するため無理である。ダムがあれば維持用水が保たれる。丹生ダムがないと県民の利水は成り立たない。新しい時代の水質を守るダムにすればよい。

委員：河川を巡る議論は、琵琶湖の変化から考えることが重要である。長期的に琵琶湖の保全と治水・利水も含めた人の営みをどうするか。全てを一体として慎重に考へる視点が重要である。

鳥塚氏：琵琶湖のアユの種苗は全国で買われ、一時は75%のシェアを持っていたが、今は40%にまで下がった。琵琶湖の水質悪化で鮎苗の評価が下がったその上に、ダムの水では魚は生き残れない。かと言って、渴水では漁業者は困る。近代技術を用いて水質を改善しないと漁師は生き残れない。

委員：酒井、北村両氏にお聞きしたい。丹生ダムの完成が余呉町の昔からの願いであることは知っている。しかしそれは、子供達には伝わっているのか。また、子供たちもダムの完成を願っているのか。

北村氏：子供達との話し合いは意図的にはやっていないが、学校の教材に洪水の歴史等が描かれている。

酒井氏：土地改良区では、首取工の見学など子供達の教育に関する行事を行っている。改良区の役割や水質保全の必要を教えている。また、親の世代は、水防の経験もあるし、子供達には伝わっているはずである。

4 一般傍聴者から意見聴取

一般傍聴者からの意見はなかった。

5 本日の試行の会についてのまとめ

- ・ 今回は飛び入りで意見発表者を募ったが、3名の方から申し出をいただいたことは非常に良かったと思う。意見聴取の在り方の1つの手本になったと思う。
- ・ 現地で意見交換をやる際もフリーディスカッションの場は必要だと考えられる。本日いただいた貴重な意見は、できるだけ提言の中に盛り込んでいきたい。
- ・ 各委員には、計2回の試行を踏まえ、望ましい意見聴取の在り方や改善すべき点等をお書き頂き提出願いたい。

以上

本資料は現地対話集会の概要をお伝えするため作成したものです。

第 19 回琵琶湖部会（2002.11.9 開催）結果概要（暫定版）

02.12.02 庶務作成

開催日時：2002 年 11 月 9 日（木） 13：30～16：50

場 所：彦根プリンスホテル 2F プリンスホール

参加者数：委員 15 名、河川管理者 15 名、一般傍聴者 84 名

1 決定事項

第 20 回琵琶湖部会(12/14 予定)について、開催の有無、開催する場合の議論内容は、部会長と部会長代理に一任する。委員は、今のところ部会が開催されるつもりで予定に入れておく。

2 審議の概要

他部会、委員会 WG の状況報告および情報共有

資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況(中間とりまとめ以降)」、資料 1-2「委員会 WG 結果概要」をもとに、他部会および各委員会 WG の活動状況等について報告が行われた。

最終提言に関する意見交換

・ 今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料 2-1-2「淀川水系流域委員会 提言(素案 021028 版)」をもとに、説明が行われた後、意見交換が行われた。

<主な意見>

・ 新たな河川整備の理念について、“2000 余年におよぶ川づくりの大転換”との記述があるが、せいぜい明治以来の川づくりを変えるとの理解であり、言い過ぎではないか。

環境への配慮から、従来の治水・利水の在り方を変えるべき、との理解ではだめか。

もっと基本的・根本的な考え方から変えていく必要がある。(リーダー)

・ 提言の内容と、現在の住民の意識や社会の仕組み、法制度との間に、齟齬や葛藤があるっても、それを克服しようとする動きが新しい仕組みづくりへつながる。

・ 水質に関する記述は、別項目を立てて内容を充実させるほうがよい。

地域特性など具体的な議論がそれほど深まってないので項目を立てるのは難しい。

・ 三田村委員（一般意見聴取・反映検討班リーダー）より、資料 2-3「住民意見聴取・反映に関する提言（一般意見聴取 WG 素案 021101 号）」について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

<主な意見>

・ 提言の中で、意見聴取等の対象としている「関係住民」や「住民」について、定義する必要があるのではないか。

河川法上でいう「関係住民」よりも解釈を広げ、全国どこからでも意見を受け付ける意思はある。(河川管理者)

・ 流域センター設置や川の守り人の創設などは、アイデアは面白いが、行政と流域委員会はもう少し独立・対峙すべきものであるため、河川管理者への提言に入れるべきではない。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から、「河川環境の現状と課題について、以前の琵琶湖部会で議論されたように、浅い水域の喪失は“外来魚を増加させる”のではなく、“在来魚を減少させる”との旨の記述に改める方がよい」との発言があった。

3 主な意見

最終提言に関する意見交換

<河川整備の理念（川づくりの大転換）>

- ・3章「新たな河川整備の理念」の最初に、“2000余年におよぶ川づくりの大転換”との表現がある（3-1 ページ 2行目）が、明治以降の治水や利水のあり方を変えるという趣旨ではないか。項目 4-6 ではダムのあり方についてこれまでの延長でいく案とそうでない案の 2 案が出されており、考え方の一貫性がない。なぜ“大転換”という表現をしたのか。

500 年ほど前から、日本国民は常に水と闘ってきた。最近は近代的な工法で水害をなくす工夫がされてきたが、結果的にはなくならなかった。治水面と利水面の開発を続けていけば、環境もだめになるし、また現在の行き詰った状況を開拓していくたいという気持ちからこの表現とした。（リーダー）

ダムの A 案、B 案の話のつながりや、論理的一貫性についてはどう思うか。

提言素案は各執筆者で独立に書かれているため、2 つの案の調整が取れていない。また、提言は一貫性を重視するよりも、できるだけ「願望」を述べる部分であってもいいと思う。（リーダー）

- ・“大転換”という言葉は、環境への配慮から従来の治水・利水の在り方を変えるべき、との理解ではだめか。（部会長代理）

「今までの方法のこの部分だけ変える」というのではなく、もっと基本的な考え方から変えていく必要がある。（リーダー）

“2000余年におよぶ～”の記述は少しだけで、個別の論理的なところで矛盾があるかもしれないが、自然を管理できると過信したことが問題であるといった自然観の転換を図るという点は賛成。

- ・たとえ提言の内容と、現在の住民の意識や社会の仕組み、法制度との間に、齟齬や葛藤があっても、それを克服しようとする動きが新しい仕組みづくりへつながることもある。これまでの延長上で若干変化させていくより、齟齬や葛藤があることを前提に提言づくりをしていくべきでは。

<利用について>

- ・一般の人々にとって高水敷の利用、河川の利用というのは生活の中で大きなウエートを占めている。素案で「認めない」など断定的に書いているのは修正すべき。

川でなければできない利用は認めており、全面的に川を遊びに使ってはダメ正在しているのではない。

<河川環境について>

- ・河川環境の理念としては多様性を高めていくと理解しているが、どの辺が目標とすべきレベルなのかや、実際の具体的な姿が見えてこない。理念としてはわかるのだが。

実際は良くわからないということであるが、長い歴史の中でその場所に創られた自然の持つ多様性と機能にできるだけ近づけていくということである。

- ・水質問題は、今後の整備計画において非常に重要なと思う。水質については項目 4-6 「水質管理のあり方」という新しい項目を立てて内容を充実させたほうがよい。

水質 WG は設立が他の WG より設立が遅く、地域特性などについての具体的な議論はそれほど深まっていないので、項目を立てるのは難しい。

- ・漁業権の行使において資源維持は最低限必要で、稚魚の放流は継続的に実施していく必要がある。したがって、項目 4-4 「河川利用計画のあり方」（7）産業的な利用の中の漁業部分について、「稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」（4-10 ページ 12 行目）という表現を何らかの文章に変えてほしい。

魚の増殖は大事だと思うが、それが放流と同じであるかはわからない。漁業組合の方

など水産関係の人に議論を深めてもらう必要がある。(部会長)

<ダム案2案(A案・B案)に関する主な意見>

・今日の琵琶湖部会では、委員全員にA・B案どちらを支持するかを確認しなくていいのか。

今日を逃せば、部会委員全員の意思を確認する場がない。先日の猪名川部会では委員全員の意見を確認された。部会としてどういう方向であったかを確認する必要はないのか。

A案もB案も結論的には大きな違いはないし、どちらかに態度を決めるのは酷なような気がする。13日までに一本化する素案は、限りなくB案に近い内容となると思ってもらっているので、その素案に異論のある人は意見を聞かせてほしい。(リーダー)

B案の中の「計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いを」(4-17ページ 25行目)という表現は、「準じる」の基準が見えにくく、もう少し総合的な判断が必要といった旨を書くのがいいのか迷うところ。書ききれないならA案を支持する。

全く個人の意見だが、提言というものは筋が通っていて分かりやすいということが必要と感じる。皆さんが、A案とB案の内容が大変似ていると考えるなら、B案の方がわかりやすい。B案のとおりでと言っているのではない。(部会長)

B案を支持するが、ダムには非常に膨大な予算がつぎ込まれるので、B案にコストの問題も記述してほしい。

A案にはコストの問題が入っている。個人的な意見を言うと、A案はいろいろな案を総合的に考えている点で、研究者・技術者の立場から賛成。ただし内容が非常にわかりにくい。はじめから絞り込んでいるB案には抵抗がある。(部会長代理)

B案ぐらいにはっきり記述したほうがいい。ただし、(2)の「計画・工事中のダム」については、そもそも建設を国が地域にお願いしたといった経緯があり、もう少し配慮が必要なのでそのような点を数行追加する提案をしたい。

住民意見聴取・反映に関する提言に関する意見交換

<住民の定義に関する主な意見>

・河川管理者が作成する原案に対して、住民から意見を言う機会を十分に提供してほしい。それであればこそ、この委員会が個別の地域の状況が十分把握できていない状況のもとで理念の転換など思い切った提案ができるのだから。

・提言の中に「流域住民」と「住民」という言葉が使われているが、この2つの意味に違いはあるのか。また「住民」の定義を教えてほしい。

住民の前に「流域」をつけるかどうかはあまり議論しておらず、「流域住民」という言葉は多分不用意に使われている。「住民」の定義は特にない。(WGリーダー)

「住民意見の聴取」としての提言であれば、当然対象として何らかの住民の集合体を考慮しているはずだ。「住民」の定義をあいまいにして「住民意見の聴取・反映」と表記した提言を出すことに疑問を感じる。

その件についてはWGでも議論があった。例えばダム建設が森林の減少などにより地球温暖化に関わるとなると、影響を受ける住民の範囲は非常に広い。そのため、極めてばかした表現を採用した。(WGリーダー)

「市民」というのは価値観がはっきり入っている概念。これに比べると「住民」というのは「そこに住まいする人」という意味しか持っていない。議論の幅を残す意味であえて価値観がはっきり出ない「住民」という表現がいいと思う。

・河川法ではどのように住民を定義しているのか。

河川法条文では、「関係住民」という書き方をしている。「改定河川法の解釈とこれからの河川行政」(建設省河川法研究会編著 ぎょうせい)という本では、「『関係住民』とは、河川整備計画が対象とする河川と関係のある地域の住民であり、計画の内容によって様々であるが、基本的には、洪水の氾濫想定地域や流域の住民を想定している。本川に関係のない支流の整備計画については、当該支流に関係する住民である」と書いてある。国としてはどこどこの住民といった関係住民を限定するという意識はなく、全国どこからでも意見を受け付ける意思はある。(河川管理者)

<流域センター・川の守り人（もりびと）の定義、位置づけに関する主な意見>

- ・中間とりまとめで使われていた「河川レンジャー」という言葉を「川の守り人」という言葉に変えた理由は2つある。1つは人と自然を分離して管理する自然保護概念が存在するアメリカでは「レンジャー」という言葉が森林保護官や森林管理官という意味で使われており、自然を守りながら利用するという日本の自然観と違うと考えられたから。もう1つは、既に制度的に「レンジャー」という言葉が使用されているので、あえて和語を使う方がいいとの見解からである。
- ・流域センター設置や川の守り人の創設などは、アイデアは面白いが、行政につくらせてそこに入るというのは甘えが感じられ、行政と流域委員会はもう少し独立・対峙すべきものであるため、河川管理者への提言に入れるべきではない。また計画の継承・推進のための機関というのも本来はオンブズマンで行うべきもの。再度整理していただきたい。

一般傍聴者の発言

最終提言の「2-4 河川環境の現状と課題」の記述（2-4 ページ 28 行目）について、「浅い水域の喪失はオオクチバス（俗称ブラックバス）、ブルーギルなどの外来魚の繁殖適水域を格段に増大させる要因にもなっている」とあるが、以前琵琶湖部会でも発言したが、外来魚の繁殖域が増えたことよりも、在来魚の繁殖適水域が減ったことを強調すべきだ。（一般傍聴者）

個人的意見だが、変更したほうが良さそうだ。（部会長）

4 その他

河川管理者（河川調査官 村井氏）からの報告

琵琶湖部会とも関係があるので事前に報告したい。

流域委員会では、淀川水系の国の直轄区間の整備計画について議論していただいてきたが、計画を策定するにあたっては指定区間と呼ばれる府県の管理区間との関係についても考える必要がある。これまで、府県に意見を言ってもらう機会はなかったため、一度、指定区間の河川管理者として府県が流域委員会の議論に対して意見や質問を行う機会を設けていただけるように、11月13日の拡大委員会で要請するつもりである。（河川管理者）

河川管理者としての府県の質問を受けるかについては、委員会できちんと扱わなければいけない問題だろう。私個人としては、国土交通省を経由しての申し入れはお受けすべきではと思う。（部会長）

説明および発言内容は、隨時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第 19 回淀川部会(2002.10.29 開催) 結果概要(暫定版)

02.11.12 庶務作成

開催日時：2002年10月29日(火) 13:30～16:30

場 所：京都リサーチパーク4号館地下1階 バズホール

参加者数：委員 15名(うち 1名は部会長の要請により参加) 河川管理者 18名、
一般傍聴者 119名

1 決定事項

- ・次回の淀川部会は、11月29日(火)15:00～18:00に開催(時間については部会長一任であったが、部会終了後、部会長と相談の結果表記の通りとなった)。11月16日(土)の最終提言作業部会で決定する最終案について検討する。
- ・本日議論した最終提言素案の修正案等については、庶務宛へ文書で知らせる。

2 審議の概要

委員会および委員会WGからの報告

庶務から、資料1-1「委員会および各部会、WGの状況」、資料1-2「委員会WG結果概要」を用いて、前回部会以降に開催された委員会や他の部会、委員会WGについて説明が行われた。

最終提言に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員が、資料2-1-2「最終提言素案」について説明。その後、2つの案(A案、B案)が併記された「4-6 ダムのあり方」を中心に意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・これまでの淀川部会の議論を考えた場合、基本的にはB案でいくべきと思う。
- ・ダム建設を抑制すべきだと提言しているB案でさえ、「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」としていた淀川部会の中間とりまとめよりも後退している気がする。
- ・この流域委員会で必要なことは、理念の転換とそれを実現するための原理・原則を明確にすること。その観点からはB案が望ましい。
- ・既設ダムの対応として生態系の連続性の回復に魚道の設置が書かれているが、魚道の設置だけでは、生態系の連続性の回復は不可能だ。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、主に最終提言素案の高水敷利用に関する記述について、意見が出された。

その他

庶務から、資料3「精華町長からの意見交換実施の申し入れに関する対応について」に関し、申し入れと対応に関する経緯の説明と精華町長に対する返答について報告があった。

3. 主な意見

最終提言に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員より、資料 2-1-2「最終提言素案」について説明が行われ、主に 2 つの案（A 案、B 案）が併記された「4-6 ダムのあり方」を中心に意見交換が行われた。

第 1 回拡大委員会（11/13 開催）では、最終提言素案について全委員によって意見交換をする予定になっている。この拡大委員会に向けて、最終提言素案のどこにポイントがあるのか、何が問題となっているのか、本日の部会で議論したい。（部会長）

<4-6 ダムのあり方に関する主な意見>

- ・ A 案と B 案では、新設ダムに関して「地域特性」の点でスタンスに大きな違いが見られる。A 案では、地域特性に比重が置かれ、ダムは選択肢の 1 つとされている。また、既存ダムに関しては、撤去まで含めた幅広い見直しを実施するか否かにおいて、スタンスの違いが見られる。
- ・ 「地域特性」に関する記述が数々の例外的な考え方を生み、本来提言が唱えていたはずの理念の転換から懸け離れていくのではないかと心配している。
- ・ A 案は、前段と後段でダムに対するスタンスに微妙な違いがあり、論旨に統一性がない。また、既存ダムと新規ダムがきっちりと区別されておらず、わかりづらい印象を受ける。B 案を支持したい。
- ・ 今後の 20~30 年後を考えるのであれば、はっきりとした方向性を出すべきだ。
- ・ A 案のままでは、従来の考え方と何ら変わりがない。これでは「ダムについては、今後も変える必要はない」と提言しているようなものだ。「3-1 河川整備に関する基本認識」で、自然の保全・回復や自然との共生を理念として提言している以上、「原則としてダムは採用しない」という姿勢を貫くべき。
- ・ 淀川部会の中間とりまとめでは、「原則としてダムは採用しない」と提言した。淀川部会としては、B 案を支持することに異論はないのではないか。つまり、B 案を基本にして、A 案の「水系ダム間の役割見直しや容量再編」等に関する記述を付加していけばよいのではないか。
- ・ 淀川の上流地域と下流地域の河川整備の格差を考えれば、流域全体のインフラのバランスが確保できたとは思えない。B 案には、特記事項として淀川上流域の整備についても触れておくべきだ。

地域格差があるのは確かだ。しかし、最終提言は今後の河川整備の原理原則を示すものであり、個々の整備について細かく記述する必要はないと考えている。例えば、上下流のバランス等の個別の問題については、河川管理者が河川整備計画原案を作成する中で検討して代替案を出せばよいのではないか。

- ・ B 案には、ダム建設予定地の地域社会についても記述するべき。具体的には、ダムは住民の暮らしを破壊することで成り立っている、上流地域の犠牲の上に成り立っている点を書き加える必要がある。
- ・ B 案の冒頭は「わが国では、」となっているが、この提言が対象としている範囲をはっきりしたほうがよい。淀川水系流域を対象としているのか、日本の全河川を対象としているのか、明記する必要はないだろうか。
- ・ この流域委員会で必要なことは、理念の転換とそれを実現するための原理・原則を明確にすることだ。その観点からは B 案が望ましい。

- ・B案の「(3)既設ダムについて」の中で、生態系の連続性の回復のための手法として、魚道の設置等と記述されているが、魚道の設置だけでは生態系の連続性を回復することはできない。魚にとっては、魚道のない、自然のままの河川形状が最も良い。20年、30年というスパンで考えれば、魚道についてはあえて書かない方がよいのではないか。このままの記述では「魚道さえつくれば、それでよい」と受け取られかねない。
- ・ダム建設を抑制すべきだと提言しているB案でさえ、「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」としていた淀川部会の中間とりまとめよりも後退している。

<その他の意見>

- ・河川整備の費用を誰がどう負担するのか、政策決定のプロセス（本省との関係）河川管理者と住民とのパートナーシップ、公共事業を行っていく上で第三者による評価等について、書いておくべきだ。
- ・「4-5 河川環境計画のあり方」(4-12 12 行目)に「河道植生の管理を行う」と記述されているが、部会の議論から言えば、「高水敷の切り下げや水辺移行帯の保全を行う」とするべきではないか。
- ・「4-5 河川環境計画のあり方」(4-12 15 行目)に「河道の物理環境は川幅、流量、流砂量と流砂の粒度、河道植生によってほぼ決定される」と記述されているが、実際は「河道植生」ではなく「河床形態」によって、河川の物理環境が決定されるのではないか。
- ・「3-4 新たな河川利用の理念」では、高水敷の河川公園等の整備が無秩序な河川空間の利用を招き、河川の水質の悪化・生物の棲息域の減少など、河川本体の姿に悪影響を与えると書かれている。しかし、河川本来の姿に悪影響を与えていたりする原因は、高水敷の水による攪乱作用が失われたことにあるのではないか。修正する必要があると考えている。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、主に最終提言素案の高水敷利用に関する記述について、意見が出された。

<主な意見>

- ・街には、高水敷の施設公園の代替地となる場所が存在していない。子どもたちが遊んだりすることが、すでに「川でしかできること」になってしまっている。
- ・現状の高水敷利用に関する記述のままでは、川で遊ぶ子どもやボランティアまで排除することにならないか。素案では、「人間中心の利用」から「河川の自然環境を重視した利用」へと」と書かれているが、もう少し誘導的な内容に修正できないか。
- ・高水敷利用の記述が中間とりまとめよりも厳しい内容となっていて、困惑している。利用の抑制ばかりについて書かれているが、グラウンドが撤退した後をどうするのかが見えないし、土地の管理についても疑問が残る。
- ・現在のグラウンドを撤去した後の管理について疑問を持たれているが、高水敷が自然に戻ってはいけないのか。もとの川に戻ってはいけないのか。

※ 説明および発言内容は、隨時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第15回猪名川部会(2002.10.17開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年10月17日(木) 10:00～13:15

場 所：新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 レ ルミエール

参加者数：委員11名(うち1名は部会長の要請により参加) 河川管理者11名、
一般傍聴者71名

1 決定事項

第16回猪名川部会は11月8日(金)16:00～19:00に開催する。10月24日(木)の最終提言作業部会から出される提言(案)について、議論を行う。

2 審議の概要

委員会、部会および委員会WGの状況報告および情報共有

資料1-1「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、資料1-2「委員会WG結果概要」、資料1-3「委員会WG関連資料」をもとに、委員会および他部会、各WGの活動状況について報告が行われた。

最終提言に関する意見交換

資料2-1「最終とりまとめに対する猪名川部会として記載を要望する意見等の確認」を用いて、利水と利用を中心に情報共有および最終提言記述内容についての議論がなされた。

- 利水についてまず、河川管理者より資料2-2-3「猪名川流域及び阪神水道給水区域の水源」を用いて地域特性、取水量、水源構成等の説明が行われ、次に阪神水道企業団より資料2-2-1「阪神水道企業団の水需要について」を用いて事業内容や水需要予測等の説明が行われた後に意見交換が行われた。

主な意見

- 20歳までに3度くらい渇水を経験しないと、水に対して危機感を感じないだろう。利水安全度のレベルが下がったとしても、渇水を経験してもよいのではないか。
- 渇水が起こった場合、水源の全てを供給するのは難しく、何%かは使用できない。節水も大事だが、ある程度の水の蓄えも必要だ。
- 水需要予測を再評価する場合は、主婦など住民の意見を取り入れるべき。

利用等について

主な意見

- 高水敷利用のところでは、猪名川を「里川」ではなく「都市河川」と強調したい。
- 猪名川は自然と人間がうまく共存している河川だと思うので、「里川」という言葉はぜひ使うべきだ。
- ハザードマップについては、内容のレベルアップと作成の迅速化を強調してほしい。
- 破堤による壊滅的被害の回避については、意図することがわかるように丁寧に書くべきだ。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から「阪神水道企業団の管轄下の4市では将来的にダムを作らなくても、兵庫県営水道と工業用水を使えば生活用水の確保が可能だ」「第4回水需要WGの結果概要に誤りがある。修正すべき」などの発言があった。

3. 主な報告と意見交換

. 河川管理者からの説明

河川管理者より資料 2-2-3 「猪名川流域及び阪神水道給水区域の水源」を用いて地域特性、取水量、水源構成等の説明が行われた。

. 阪神水道企業団からの説明

阪神水道企業団より資料 2-2-1 「阪神水道企業団の水需要について」を用いて事業内容や水需要予測等の説明が行われた。その後、委員との間で意見交換が行われた。

(説明要旨)

- ・阪神水道企業団は、水道用水供給事業（水道水の製造・卸売業）をとりおこなう一部事務組合（特別地方公共団体）であり、淀川を水源とする水道を建設するために神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市で昭和 11 年に設立された。現在、阪神地域 240 万人の約 80% の水源となっている。
- ・昭和 53 年 8 月、給水量を 1,289,900m³ に増加する第 5 期拡張事業が厚生省より認可された。その後、平成 4 年に取水地点の追加、浄水処理方法の変更認可と合わせて水需要動向に応じて計画を見直した。また、浄水処理方法の変更が認められ、平成 12 年には調整池と送水路の建設を追加するとともに工期の変更を行った。この第 5 期拡張事業の一部の水源として、猪名川総合開発（余野川ダム）から取水する計画となっている。
- ・平成 9 年に拡張事業の今後の進め方を検討するために、阪神淡路大震災の影響 人口動態の変化 生活様式の変化を反映した水需要の動向調査を行った。予測には、重回帰モデルを採用した。
- ・予測に際して、人口と経済状況については高位・低位の 2 パターンを想定して予測を行った。また、家庭用水の推計方法は、従来の方法（給水人口 × 生活原単位）ではなく、世帯構成人員の変化に従って一人当たりの水使用量も変化すると考えて、世帯属性ごとに類型化し合計する方法（（世帯数 × 世帯あたりの水使用量））を用いて推計した。
- ・この予測の結果、経済成長や人口推移の動向により、差異はあるものの今後とも給水量は増加することが予測された。
- ・これらの予測結果に基づいて、阪神水道企業団は今後も、水道水の安定供給性を確保するために必要な水利権量を確保する。

(質疑応答)

- ・現在の給水施設能力は、1 日平均給水量を大きく上回っており、かなり余裕がある。また、1 日最大給水量の面から見ても、余裕があるようだ。実態に合わせて見直しが必要ではないか。（委員）

水道事業としては断水や給水制限が絶対に避けなければならないと考え、1 日最大給水量に合わせた施設の整備を行っている。（阪神水道企業団）

そうは言っても、現状において給水制限が行われてあり、市民もそれを当たり前のものとして生活を営んでいる。市民と水道事業者の認識の間に乖離が生じてしまっていることが問題だ。（委員）

- ・水需要予測によれば、現状は横ばいだが、今後は伸びていくと推計されている。この主たる要因は、個人の水の使い方の変化によるものなのか。（委員）

世帯構成人数が少ない方が生活原単位が高くなる傾向がある。今後、単身世帯及び夫婦世帯の増加が予測されるうえ、浴槽の大型化による使用量の増加の可能性等も想定されている。（阪神水道企業団）

- ・この流域委員会では、使いたいだけ水を使ってきた従来のライフスタイルを変えていくための「平時からの節水」を提言している。この提言と水を売る立場の考え方にはいぶん格差があるように感じた。また、水需要予測に節水効果がどれだけ考慮されているのかも、よくわからない。阪神水道企業団として節水を呼びかけることはできないのか。（委員）

もちろん、市民が節水することは良いことだが、必要な水量を確保するのが、我々の立場である。(阪神水道企業団)

- ・配付資料 2-2-3 では、獲得水利権と一日最大給水量の大きな乖離（水余り）が指摘されているが、阪神水道企業団として水余りについて、どのようにお考えか。（委員）

現状において、水余りは確かにだろう。しかし、水資源確保は現在の予測と実績の乖離にどう対応していくかといった短期的なものではなく、長期的な視野に立って行われるものであると考えている。我々としては、各市が今後のまちづくりの中で必要と考えた水道の水源を確保するといった面から、長期的に計画を立てていきたい。(阪神水道企業団)

森林をはじめとした自然環境を保全していくことも、行政の義務である。ダム以外に水源を求めると同時に、目標値を減らしてダムを作らないようにしていく必要がある。（委員）

. 最終提言とりまとめについての主な意見

資料 2-1「最終とりまとめに対する猪名川部会として記載を要望する意見等の確認」を用いて、利水と利用を中心に情報共有および最終提言記述内容についての議論がなされた。

利水について

- ・阪神水道企業団の説明では、「確かに短期的には、水は余っている。しかし、長期的な視野でもって水資源確保を考えなければならない」ということだった。余っている水を有効利用すれば、新規にダムを作らなくとも、利水安全度は高まる。また、長期的に水需要を減らしていくけば、利水安全度は高くなる。新規の水資源開発を議論する前に、まずここから議論をはじめるべきだ。
- ・現状余っている水を余裕として持つことにより、供給力低下のリスクというの、本当にリスクなのかどうか、考えるべきだろう。
- ・節水意識の向上のためには、あえて、成人するまでに2、3回の渇水を体験するレベルにまで利水安全度を低下させることを提言していくべき。

「渇水を経験すべき」という表現には抵抗がある。

- ・利水リスク回避のためには、確実な渇水予測や早期の対策といった教育・普及活動が欠かせない。最終提言にも盛り込んでいくべき。
- ・今後の世界的な水資源の枯渇をにらんで、ナショナルセキュリティとして、ダム等で水を貯めておくべきではないか。

ダムに頼れば、危機意識は低下する一方だろう。平時から節水によって、住民意識を高めておくことが何よりも必要だ。

砂漠地帯で植林している一方で、ダムによって森林を破壊する。水資源確保の為とは言え、これは世界の流れに逆行している。

- ・現在の給水施設能力と一日最大給水量との乖離（水余り）をどう考えるか。これは立場によって考え方は違ってくるだろう。一体どこからが水余りなのか、定量化する必要もあるのではないか。
- ・本日の議論を受けて、資料 2-1「水需要予測について」を次のように修正してはどうか。「計画水量と使用水量の実績値との乖離、および、住民意識と行政（水道事業者を含む）の意識の乖離を踏まえ、需要水量の予測に節水意識を取り込むことも含め、住民参画のもとで再評価する」としてはどうか。
- ・資料 2-1「節水の方向性」には、具体的に日常的な節水を行っていくための実施策も書き込んでいくべき。
- ・自己水源の確保についても、書き込む必要がある。
- ・淀川の水に依存している状況にあるが、やはり理想としては地域の水を使っていくべきだろう。ただし、これを新規ダム開発の理由にされては困る。注意書きが必要だ。

利用について

- ・資料 2-1「里川である猪名川の高水敷の利用の考え方」では、猪名川を「都市河川」として捉えて記述した方がよい。すなわち、都市に残された唯一の自然環境として猪名川を残していくべきと強調すれば、次ページの「環境」の項目に記述されている「里川として猪名川の河川環境の保全・復元」にうまく繋がるのではないか。

治水について

- ・流域委員会が提言しようとしている「治水理念の転換」が、一般の方々にうまく伝わっているかどうか疑問。最終提言では、もっとわかりやすく記述するべきだろう。
- ・「破堤による壊滅的被害の回避」のための工事が環境に影響を与えないように最大限配慮すべき旨を、最終提言に書き加える必要がある。
- ・河川整備計画原案を作成する時には、具体的な工事の内容がイメージできるような資料や整備にかかる費用と負担の方法等についての資料を付記するべき。
- ・ライフスタイルの転換や水害危険地域からの移転について書かれているが、これでは抽象的すぎる。具体的な方法や実効策について書くべきではないか。
確かにその通りだ。具体策を推進していくための検討委員会の設置についても書き込むべき。
- ・ハザードマップの作成の迅速化とそのレベルアップ、高齢者等の避難の配慮、避難経路の周知についても、書き加えるべき。

環境について

- ・資料 2-1「河川形状」には、猪名川本川と中小河川や農業用水路との連続性への配慮についても書き加える必要がある。

全般について

- ・都市河川であることを強調すべき。猪名川では、上流から下流まで人口の集積が見られ、河川が重要な自然資源となっている。この現状、特性を踏まえて各種の検討を行うことが重要である。
- ・自然の大切さを学習するだけでなく、治水や利水などの分野も含めて、猪名川と人やくらしとの関わりや水防、節水などの大切さを学ぶ環境教育を実施する必要がある。新たに「環境教育」の項目を設けなくてはならない。
- ・猪名川流域には特産品である菊炭を生み出した日本一の里山を流域に持っている重要な里川といえる。都市河川という現状から自然の保全と回復により、人の暮らしと川の自然とがバランス良く共生する里川をめざすことを強調した方がよい。

4 . 一般からの意見

一般傍聴者 3 名から「阪神水道企業団の受水団体の 4 市では将来的にダムを作らなくても、兵庫県営水道と工業用水を使えば生活用水の需要が可能だ」「流域委員会が提言している治水理念の転換が新たなダム開発の根拠にならないよう、その趣旨をきちんと説明していく必要がある」「資料 1-2 に誤りがある。訂正した上で再配布をお願いする」などの発言があった。

以上

※ 説明および発言内容は、隨時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第 16 回猪名川部会 (2002.11.8 開催) 結果概要 (暫定版)

02.12.2 庶務作成

開催日時：2002年11月8日（金） 16：05～19：00

場 所：a x ビル アクスネッツ

参加者数：委員 11 名（うち 2 名は部会長の要請により参加）、河川管理者 10 名

一般傍聴者 49 名、委員傍聴 1 名

1 決定事項

- ・次回部会の開催日時は、拡大委員会(11/13)等での議論、運営会議の検討をふまえ、後日決定する。

2 審議の概要

他部会、委員会WGの状況報告および情報共有

資料 1-1「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、資料 1-2「委員会WG結果概要」をもとに、委員会および他部会、各WGの活動状況等について報告が行われた。

最終提言に関する意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料 2-1-2「淀川水系流域委員会 提言(素案 0 21028 版)」及び 2-1-2 補足「提言要旨(案)」をもとに、最終提言の素案内容について説明が行われ、その後、内容についての意見交換が行われた。

主な意見

- ・従来の延長線上で河川整備を行うのか、大きく転換するのか。我々は今、岐路に立たされている。委員一人一人がよく考え、素案へ意見を出してほしい。(リーダー)
- ・河川敷利用のところは、「自然復元形態の進展に伴い、段階的に堤内地へ戻していくことを目標にする」としてはどうか。

河川敷のグランドや公園の堤内地への移動は、もっと積極的に推し進める記述に変更してほしい。

- ・堤防の強化には長い期間と多額の予算がかかる。今の財政事情でそれが可能なのか。またその間の治水対策はどうするのか。整備の優先順位をしっかり立てる必要がある。
- ・環境用水という言葉は、概念的で一般には分かりにくい。

誤解を与えるような表現があれば、修正を検討する。言葉の定義等は、必要に応じて欄外で補記することも検討する。(リーダー)

- ・ダムは河川環境だけでなく現存する自然環境も悪化させるという記述が必要である。
- ・環境的特性のところで、「絶滅に瀕した魚や貝類もやや復活のきざしがある」との記述があるが、あまりに楽観的な表現であり、誤解につながる。
- ・「4-6 ダムのあり方」の A 案、B 案は文面だけでは違いが明確でない。
- ・余野川ダムについては、提言に記述するダムの一般論とは切り離して考えるべき。整備計画原案が出された後に議論すべきである。
- ・最終提言を変更した際、細かい言葉の修正を除き、どの部分をどう修正したのか分かるような形で資料を作成する。

細かい文言の修正を除き、主要な論点の変更は分かるようにしたい。(リーダー)

なお、提言素案に両論併記されていたダムの問題に関しては、出席した委員の大半が B 案の支持を表明した。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から、最終提言素案に関して意見があった。

3 . 主な報告と意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料 2-1-2「淀川水系流域委員会 提言(素案 0 21028 版)」及び 2-1-2 補足「提言要旨(案)」をもとに、最終提言の素案内容について説明が行われ、その後、内容についての意見交換が行われた。

<1-4 猪名川流域の特性>

- ・猪名川部会にとっても、ダムの問題は重要なので、「1-4 猪名川流域の特性」にダムに関する記述を書き加えるべきだ。
- ・猪名川流域の環境的特性として、「一時絶滅に瀕した魚や貝類もやや復活のきざしがある」(1-4 頁 19 行目)と記述されているが、これはあまりに楽観的な表現であり、誤解につながる。この 10 年間は「復活」とは言えない状況にある。

<2-3 河川利用の現状と課題>

- ・猪名川流域の特性として、「市民は(中略)自然の動植物との共生を意識するまでには至っていない」(2-4 頁 16 行目)と記述されているが、正確ではない。「市民の多数は」と改めるべき。

<2-4 河川環境の現状と課題>

- ・猪名川は帰化植物の帰化率が全国で一番なので、猪名川の特性として記述すればよいのではないか。
- ・「一庫ダムで骨の湾曲した魚が発見されている」(2-6 頁 1 行目)という記述は必要か。現在、調査委員会で調査が行われており、その結果を待つべきだろう。

<3-2 新たな治水の理念>

- ・破堤による壊滅的被害の回避を優先するための堤防強化(スーパー堤防等)には多額の費用と時間がかかる。その間の治水対策はどうするのか。現在の財政事情で実現可能なのか。整備の優先順位をしっかり立てる必要がある。
- ・「社会的重要性の低い地域に洪水氾濫の誘導する」(3-3 頁 7 行目)とあるが、これを実現するためには、堤防整備と氾濫地域の災害・復旧費用や補償額等の経費の比較が必要となるだろう。住民の合意が得られるかどうかも疑問だ。

<4-3 利水計画のあり方>

- ・「環境用水」という言葉が表している内容をより正確に表現する必要がある。この言葉は概念的に分かりにくいので、一般に受け入れられる用語に書き換えるべき。
- ・「環境用水」が河川内に限定されている。農業用水の環境的側面も含めた用語に修正することはできないか。
- ・「環境用水」の創出がダム建設の新たな根拠とならないかという心配が、この言葉には感じられる。
- ・素案では「環境用水」として定量的な水を確保するようなニュアンスにとれたのだが、最低限も無限であり、変化するのがそもそも環境用水ではないか。

<4-4 河川利用計画のあり方>

- ・高水敷の整備等について、「原則として新規の整備は認めるべきではない」(4-9 頁 21 行目)と記述されているが、猪名川においては、新規に整備できる場所すらないので現状だ。このままでは、猪名川では河川環境学習を実現できなくなるだろう。猪名川部会としては「新規の整備は認めない」と明確に書いていくべきだ。
- ・高水敷の利用について、「自然復元形態の進展に伴い、段階的に堤内地へ戻していくことを目標にする」といった記述を加えて、実際の利用者の理解を得ながら長期的に計画を進めていく必要がある。

河川敷のグランドや公園の堤内地への移動については、もっと積極的に推し進めるために、具体的な記述が必要だ。

<4-5 河川環境計画のあり方>

- ・これまでの流域委員会で、下流から上流まで魚が往来できる川があってもよいのでは

ないかといった議論があったので、「堰の構造の改善」(4-12 頁 24 行目)には、魚道の設置も含まれていると考え、その旨を書き加えてはどうか。

<4-6 ダムのあり方>

- ・ダムは河川の自然環境だけではなく、現存する森林環境も破壊してきた。A案、B案とともにダムによる河川環境への影響には言及しているが、現存する森林や自然環境への影響については触れられていない。したがって、ダムによる影響としては、「河川環境」に加えて「現存する森林・自然環境」に関する記述を追加しなければならない。
- ・ダムWGでは、「計画・工事中のダムは新規ダムに含まれる」と合意したと理解している。しかし、B案の「新規ダムに準じた取り扱いをするものとする」という記述では、ダムWGでの合意が正確に反映されていない。「新規ダムに準じた取り扱い」ではなく、「新規ダムの取り扱い」とすべきだ。
- ・ダム建設工事が周辺の自然環境に及ぼす影響についても記述して頂きたい。
- ・A案もB案も方向性としてはそれほど違わないのではないか。余野川ダムが要るか要らないかというの、原案が出たあとの議論の方が大事だと思っている。
- ・A案を支持する。猪名川のような都市河川においては、ダムの効果は大きい。生態系への影響は回避できると考えている。(部会長より、参考資料 2-1 補足「最終提言素案(021028 版)に対するご意見(追加分)」として紹介された)
- ・B案を支持する。B案では「ダムの建設はできるだけ抑制する」となっているが、はつきりと「ダムは採用しない」と記述するべきだ。
- ・地球温暖化や気候変動等の不確定要素が非常に多くある。B案は、これらの不確定要素について記述されているので、B案を支持したい。
- ・ダムが与える影響は近隣の河川環境のみならず、ダム建設に必要な資材調達のために山林を切り崩す等、周辺地域の自然環境にも広く影響を与える。流域の自然環境をトータルとして考えた場合、河道改修よりもダムの方が環境破壊を軽減できるケースがあるかもしれないが、その場合でもやはり、ダムは最後の選択肢として考えるべきである。B案を支持する。
- ・治水、利水、環境を同列に考えるならば、ダムは避けるべきだ。日本の河川がその急峻さによって多様な生物の生息域である瀬や淵を作り出すエネルギーを、ダム等の河川構築物は奪ってしまった。今後 30 年間を考えるならば、「ダムの建設はできるだけ抑制する」としているB案を支持する。
- ・A案とB案の違いは、「ダムのあり方についての抜本的な再検討が必要」という記述にあると考えている。もう一度ダムについて「抜本的な再検討」を行ったうえで、ダムが必要であれば作ればよいし、必要でなければ作らなければよい。B案を支持したい。
- ・一般論としては、B案を支持する。しかし、個別のダムについては、治水面、利水面からの検討はもちろん、地域特性も考慮した検討が必要だろう。余野川ダムに関しては、これまでの部会の議論で利水面の検討はほぼできたと思っているが、治水面についてはまだ不十分だ。
- ・余野川ダムの建設は、利水面から見れば必要なく、治水面からも必ずしも必要とは言えない。これまで部会で提供された情報等から判断して、余野川ダム建設は不要だと結論している。

<その他>

- ・第 14 回猪名川部会の資料 3-1「猪名川治水の基本的考え方」と、第 3 回ダムWGの資料 3-2「猪名川治水計画における余野川ダムの位置付け」では、前提となっている条件が微妙に食い違っており、比較検討することができない。これらの資料について、河川管理者からの説明を要請する。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から最終提言素案について、意見が出された。

<主な意見>

- ・今後 30 年間の河川整備を対象にしている流域委員会の最終提言には、現在計画中・建設中の個別のダムに関する記述が必要である。
- ・流域委員会の提言は、武庫川のダムなど兵庫県の河川整備にも影響力を持っている。
- ・提言では「下流部に堤防未整備の危険区間がある」「堤防高が低くなったままの区間」といった記述があるが、具体的な地名をあげた方がよいと思う。

以上

説明および発言内容は、隨時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。